

税の知識

令和5年度版
(2023年度版)

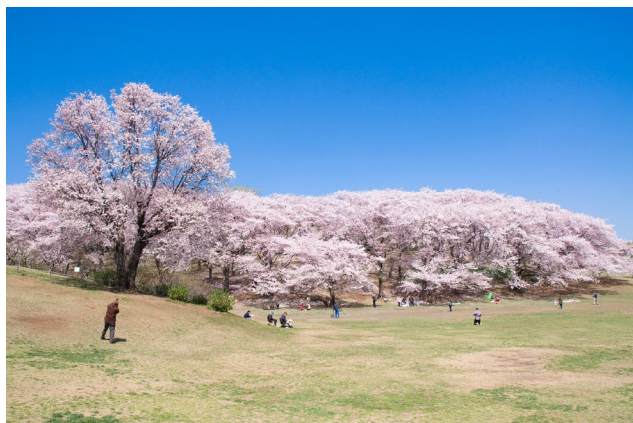


Photo credit : Yokohama Visitors Guide

横浜市

横浜市税の広報のご案内

横浜市税に関する情報は、本冊子の他、以下の広報媒体をご覧ください！

横浜市ウェブページ



最新情報は
こちらをチェック！

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/>

横浜市 税金 検索

横浜市主税部 Twitter
「横浜市税の案内人」



是非フォロー
お願いします！

<https://twitter.com/yokohamacitytax>

横浜市税の案内人 検索

市税納期カレンダー

令和5年度の市税の納期*は次のとおりです。

令和5年4月 固定資産税・都市計画税 第1期分 納期限：5月1日(月)	5月 軽自動車税(種別割) 定期分 納期限：5月31日(水)	6月 個人市民税(普通徴収) 第1期分 納期限：6月30日(金)	7月 固定資産税・都市計画税 第2期分 納期限：7月31日(月)
8月 個人市民税(普通徴収) 第2期分 納期限：8月31日(木)	9月 	10月 個人市民税(普通徴収) 第3期分 納期限：10月31日(火)	11月 
12月 固定資産税・都市計画税 第3期分 納期限：令和6年1月4日(木)	令和6年1月 個人市民税(普通徴収) 第4期分 納期限：1月31日(水)	2月 固定資産税・都市計画税 第4期分 納期限：2月29日(木)	3月 

法人市民税	確定申告	事業年度終了の日から2月以内
	予定申告	事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内
事業所税	法人	事業年度終了の日から2月以内
	個人	令和6年3月15日(金)
入湯税		前月徴収分を毎月末日まで
市たばこ税		前月売渡し分を毎月末日まで
市民税特別徴収分		給与から徴収した月の翌月10日まで
退職所得		退職手当等から徴収した月の翌月10日まで

※ 「納期」と「納期限」

「納期」とは市税を納税することのできる期間のことで、通常「〇月中」と表示されているものです。これに対して「納期限」とは納期の末日のことで、納期限が土曜日又は休・祝日にあたる場合は、休・祝日の翌日とその納期限となります。また、固定資産税・都市計画税(第3期分)の納期限は、令和6年1月4日(木)となります。

<税金とは？>

税金とは、教育・福祉・医療などの公的サービスを提供するための費用を賄うもので、社会で生活していくための会費のようなものです。

税金には、国に納める「国税」と、市町村や都道府県に納める「地方税」があります。

地方税		国税
市税	県税	所得税 法人税 贈与税・相続税 消費税 酒税 たばこ税 たばこ特別税 など <small>(詳細は43ページ)</small>
普通税	県民税	
固定資産税	事業税	
軽自動車税 (種別割・環境性能割)	自動車税 (種別割・環境性能割)	
市たばこ税	地方消費税	
目的税	不動産取得税	
入湯税	県たばこ税	
事業所税	など <small>(詳細は42ページ)</small>	
都市計画税		

普通税 … 納められた税金の使いみちが特に定められておらず、どのような仕事の費用にも充てることができる税金。

目的税 … 納められた税金の使いみちが定められている税金。

<目次>

税務手続きをオンラインで！・・・・・・・・・・ 1

第1章 税制改正

- 1 令和5年度から適用される税制改正の
主な内容・・・・・・・・・・ 3
- 2 令和5年度税制改正の主な内容・・・・ 5

第2章 横浜市の市税

- 1 個人の市民税・・・・・・・・・・ 6
- 2 法人の市民税・・・・・・・・・・ 23
- 3 横浜みどり税・・・・・・・・・・ 25
- 4 固定資産税・都市計画税・・・・・・ 28
- 5 軽自動車税(種別割・環境性能割)・・・・ 33
- 6 市たばこ税・・・・・・・・・・ 36
- 7 入湯税・・・・・・・・・・ 36
- 8 事業所税・・・・・・・・・・ 36

第3章 市税の納付・相談

- 1 納付・相談・・・・・・・・・・ 37
- 2 審査請求・・・・・・・・・・ 37

第4章 市税収入・・・・・・・・・・ 38

その他

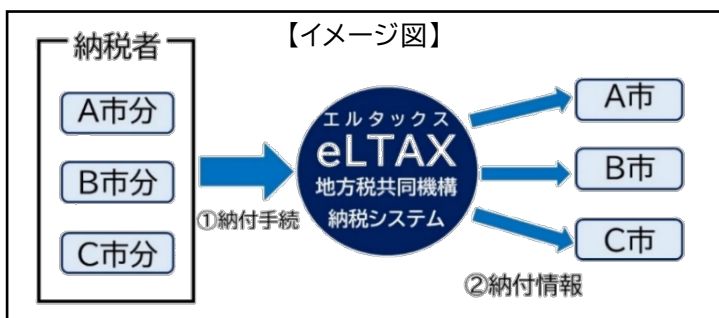
- 1 市税の証明・・・・・・・・・・ 39
- 2 区役所税務課窓口・・・・・・・・・・ 40
- 3 法人課税課・償却資産課・納税管理課・・・・ 41
- 4 県税・国税・・・・・・・・・・ 42

税務手続をオンラインで！

窓口に出向かずに市税が納められます！

地方税共通納税システム

eLTAX を使用し、全ての都道府県・市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納税を行うことができます。さらに、複数の地方公共団体に対して、それぞれの税目ごとに一括で納付・納入ができます。インターネットバンキングやダイレクト納付、クレジットカード等での納付に対応しています。ご利用方法等の詳細は、eLTAX ウェブページをご覧ください。



エルタックス

検索

■対象税目

- 法人市民税 ○事業所税 ○個人市民税・県民税（特別徴収分、退職所得分）
- 固定資産税・都市計画税(土地・家屋) ○固定資産税(償却資産)
- 軽自動車税(種別割)

申告は、法人市民税、事業所税、個人市民税・県民税（給与支払報告書等）、固定資産税（償却資産）について、eLTAX を利用する電子申告が便利です。

その他の納付方法

その他、窓口に出向かずに市税を納めるには以下の方法があります。

■スマホ決済

■ペイジー納付

■クレジットカード納付

（税額に応じてシステム利用料がかかります。）

■Web 口座振替受付サービス

オンラインでも口座振替のお申込みができるようになりました。右のウェブページからお申込みください。



最新の情報や納付方法の詳細は、横浜市ウェブページをご覧ください。

横浜市税 納付方法

検索



【問合せ先】

財政局徴収対策課(電話：045-671-2255 FAX：045-641-2775)

税証明がスマートフォンやパソコンから申請できます！

横浜市ではスマートフォンやパソコンを利用して、24時間いつでも・どこからでも税証明を申請することができます。申請いただいた証明書はご自宅へ郵送でお届けしますので、区役所等窓口への来庁が不要です。また、郵送請求では必要な定額小為替や返信用封筒のご用意が不要となるため、大変便利です。是非ご利用ください。

(横浜市電子申請・届出システムへの利用者登録や、専用アプリのインストールが必要です。詳しくは申請ページをご覧ください。)

■取得できる証明書

- ・市民税・県民税課税（非課税）証明書
- ・固定資産税に関する証明書（評価証明書・公課証明書）
- ・納税証明書(※)

(※ 一部対象外のものがあります)

■申請できる方

- ・マイナンバーカード（署名用電子証明書が有効なもの）を所有する個人の方
- ・「商業登記に基づく電子証明書」を所有する法人の方

(代理人や第三者からの申請はできませんのでご注意ください。)

その他詳細は、申請ページをご確認ください。

■申請ページ

こちらのウェブページから申請ください。

(個人の方はスマートフォンから、法人の方はパソコンから申請ください。)

横浜市 税証明 オンライン申請

検索



【問合せ先】

各区役所税務課(40 ページ参照)または
財政局税務課 (電話：045-671-2229 FAX：045-641-2775)

第1章 税制改正

1 令和5年度から適用される税制改正の主な内容

1 個人市民税・県民税

(1) 住宅ローン控除の適用期限の延長等

住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の適用について、令和4年1月から令和7年12月までに入居した方が新たに対象となりました。

入居した年月と住民税の控除限度額は次のとおりです。

	入居した年月	住民税の控除限度額
1	平成25年1月から令和7年12月まで(2及び3の場合を除く)	①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額と②所得税の課税総所得金額等の5%(上限97,500円)のいずれか少ない金額
2	平成26年4月から令和3年12月まで、Aの場合	①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額と②所得税の課税総所得金額等の7%(上限136,500円)のいずれか少ない金額
3	令和4年1月から12月まで、Bの場合	

A：居住者の住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合。

B：居住者の住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が10%、かつ一定期間内(新築の場合は令和2年10月から令和3年9月、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合は令和2年12月から令和3年11月)に住宅の取得等に係る契約を締結した場合。

(2) セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の延長等

スイッチ OTC 医薬品(要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品)を購入した場合において、適用される医療費控除の特例の適用期限が5年延長され、令和8年12月31日までとなりました。また、控除対象となる医薬品の範囲の見直しが行われました。詳細は厚生労働省のウェブサイト(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>)をご確認ください。

(3) 民法改正に伴う未成年者の非課税措置の改正

民法の成年年齢の引下げに伴い、令和5年1月1日時点で18歳または19歳の方は、市民税・県民税が課税されるかどうかの判定において、未成年者にあたらないこととなりました。

未成年者は前年中の合計所得金額が135万円以下の場合には課税されませんが、未成年者にあたらない方は、前年中の合計所得金額が45万円(※)を超える場合には課税されます。

未成年者の対象年齢は次のとおりです。

令和4年度まで	令和5年度から
20歳未満 (令和4年度の場合、平成14年1月3日以降に生まれた方)	18歳未満 (令和5年度の場合、平成17年1月3日以降に生まれた方)

※ 扶養親族がいる場合等は、市民税・県民税が課税されない前年中の合計所得金額の範囲が異なります。

詳細は、横浜市ウェブサイトをご覧ください。

横浜市 住民税税制改正のお知らせ(令和5年度実施分)

検索

2 固定資産税・都市計画税

(1) 中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る特例措置

令和5年度から規定された期間内に、中小事業者等が認定された先端設備導入計画に基づいて取得した一定の機械・装置等にかかる固定資産税の課税標準額が最初の3年間2分の1となります。また、同計画に雇用者給与等支給額をその直前の事業年度の実績と比較して増加割合1.5%以上とすることを位置づけ、労働者に表明したことを証明する書類を添付し認定を受けた場合には、課税標準額が4年間又は5年間3分の1となります。なお、先端設備導入計画の認定については、経済局中小企業振興部ものづくり支援課（電話:045-671-3490）へお問い合わせください。

(2) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税額を、3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内で市町村の条例で定める割合で減額します。

なお、条例で定める減額割合は未定です。

【対象となるマンションの要件】

- ① 築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること
- ② 大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること
- ③ 長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること

3 軽自動車税（種別割・環境性能割）

(1) グリーン化特例の延長【種別割】

電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置、いわゆるグリーン化特例について、適用期限が「令和4年度取得分まで」から「令和7年度取得分まで」に延長されます。ただし、営業用乗用車（ガソリン車及びハイブリッド車）の税率を概ね25%軽減する措置は令和6年度取得分までで廃止されます。税率の詳細は34ページをご覧ください。

(2) 税率区分の見直し【環境性能割】

電動車の一層の普及促進を図る観点から税率区分の基準となる燃費達成基準の達成度を令和6年1月から引き上げます。詳細は35ページをご覧ください。

4 納税方法

地方税共通納税システムの対象税目の追加等

地方税共同機構が運営する「eLTAX」の機能の一つである「地方税共通納税システム」の対象税目に、令和5年4月から固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割）が追加されました。

また、地方税共通納税システムでの支払い方法に、スマートフォン決済（固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割）のみ）及びクレジットカードが追加されました。

【共通納税対象税目】

- 法人市民税 ●事業所税 ●個人市民税・県民税（特別徴収分、退職所得分）
- 固定資産税・都市計画税（土地・家屋） ●固定資産税（償却資産） ●軽自動車税（種別割）

2 令和5年度税制改正の主な内容

1 固定資産税関係

(1) 中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る特例措置（再掲）

改正内容については4ページをご覧ください。

(2) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置（再掲）

改正内容については4ページをご覧ください。

2 軽自動車税関係

(1) 軽自動車税（種別割）のグリーン化特例の延長（再掲）

改正内容については4ページを、税率の詳細は34ページをご覧ください。

(2) 軽自動車税（環境性能割）の税率区分の見直し（再掲）

改正内容については4ページを、税率の詳細は35ページをご覧ください。

なお、現行の税率区分における燃費基準達成度の引き上げは、3年間で段階的に行われます。

第2章 横浜市の市税

1 個人の市民税

個人の市民税は、前年1年間の給与、商店経営による売上げ、アパート等の賃貸料、株式等の譲渡益などの所得に対して課される税であり、原則として1月1日現在の住所地で課税されます。個人の所得に対して課する税は、国税では所得税があり、個人の市民税の税額計算の基本的な仕組みはこの所得税と同じですが、所得税は1年間の所得に対してその年に課税されるのに対し、**個人の市民税は前年1年間の所得に対して課税される**など異なる面もあります。

このような個人の市民税は、所得に応じて負担する**所得割**のほか、均等に負担する**均等割**があり、これらを併せて納めていただくものですが、いずれか一方だけを負担する場合があります。

【主な内容】

<p>納税義務者 7ページ(均等割・所得割の納税義務者)参照</p>	<p>1月1日に住所のある人が当該住所地の市町村の所得割、均等割の納税義務者となります。その市町村に住所がなくても、事務所、事業所、家屋敷のある人は均等割のみの納税義務者となります。</p>								
<p>税率</p>	<p>●所得割</p> <table border="1" data-bbox="419 741 1217 779"> <tr> <td>市民税</td> <td>8%</td> <td>県民税</td> <td>2.025% ※2</td> </tr> </table> <p>道府県から指定都市への税源移譲により、横浜市を含む指定都市では、個人市民税・道府県民税所得割の標準税率が、市民税8%、道府県民税2%となっています。 指定都市以外の市区町村の標準税率は、市民税6%、道府県民税4%となっており、市民税と道府県民税の税率の合計は10%で変わりません。</p> <p>●均等割 (地域社会の費用の一部を広く均等に市民の方に負担していただく趣旨で設けられているものです。)</p> <table border="1" data-bbox="419 992 1217 1030"> <tr> <td>市民税</td> <td>年額 4,400円 ※1,3</td> <td>県民税</td> <td>年額 1,800円 ※2,3</td> </tr> </table> <p>次のアまたはイにあてはまる人は市民税の均等割が4,400円から1,500円に軽減されます。 ア 均等割を納付する義務のある同一生計配偶者又は扶養親族 イ アに掲げる人を2人以上有する納税者</p> <p>※1 横浜市では、緑を守り、つくり、育む取組を進める「横浜みどりアップ計画」の重要な財源の一部として、平成21年度から、個人市民税均等割の超過課税である『横浜みどり税』(25ページ参照)を年間900円ご負担いただいています(令和5年度まで)。 なお、均等割が非課税又は軽減されている場合、「横浜みどり税」は課税されません。 ※2 神奈川県では、水源環境保全・再生のために、平成19年度から個人県民税に対する超過課税「水源環境保全税」(27ページ参照)を実施しています(令和8年度まで)。これにより県民税は、所得割の税率に0.025%、均等割に300円上乗せされています。 ※3 横浜市と神奈川県では、震災対策事業などの財源を確保するため、地方税法の臨時特例法の施行に伴い、平成26年度から臨時的に個人市民税・県民税の均等割の税率をそれぞれ500円引き上げています(令和5年度まで)。</p>	市民税	8%	県民税	2.025% ※2	市民税	年額 4,400円 ※1,3	県民税	年額 1,800円 ※2,3
市民税	8%	県民税	2.025% ※2						
市民税	年額 4,400円 ※1,3	県民税	年額 1,800円 ※2,3						
<p>課税対象</p>	<p>前年の所得 10種類の所得に分類されています (7ページ参照)。</p>								
<p>所得割の課税標準</p> <p>所得：7ページ参照 必要経費：8ページ参照 所得控除：9～11ページ参照</p>	<p>収入を得るために直接必要とされる経費のこと (サラリーマンは給与所得控除、年金受給者は公的年金等控除)</p> <p>10種類に分類されます。(7ページ参照)</p> <p>具体的な生計の内容によって異なります。(9～11ページ参照)</p> <p>税率をかける元になる金額です。</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; background-color: #e0ffe0;"> <p>課税標準額(所得割の税率を乗じる対象となる金額) = 収入金額 - 必要経費 - 所得控除 (給与収入は給与所得控除) (年金収入は公的年金等控除)</p> </div>								
<p>所得割の税額計算</p>	<p>課税標準額(所得金額-所得控除) × 税率 - 税額控除 = 税額 (税額控除：11～13ページ参照)</p>								
<p>課税の特例 (13～14ページ参照)</p>	<p>退職所得にかかる市民税・県民税は、原則として退職時に特別徴収されます。また、譲渡所得のうち、土地・建物等の譲渡にかかる市民税・県民税は、税額計算を他の所得と分離して行うなど特例が定められています。</p>								
<p>納期</p>	<p>●普通徴収(事業所得者等) … 6月、8月、10月、翌年1月 ●特別徴収(給与所得者) … 6月から翌年5月まで年12回 (年金所得者) … 4月、6月、8月(仮徴収期間)、10月、12月、翌年2月(本徴収期間)</p>								

1 均等割・所得割の納税義務者

●納税義務者

要件に応じて2つに区分され、均等割・所得割を負担する関係は次のとおりです。

納 税 義 務 者	納める市民税	
	均等割	所得割
区内に住所を有する個人	○	○
区内に事務所・事業所又は家屋敷を有する個人で、その区内に住所を有しない個人	○	—

●非課税となる人（均等割や所得割がかからない人）

- ① 均等割・所得割ともに非課税となる人
 - ・生活保護法により生活扶助を受けている人
 - ・障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人
- ② 均等割が非課税となる人
 - ・扶養家族のない人…前年の合計所得金額が35万円+10万円以下の人
 - ・扶養家族のある人…前年の合計所得金額が35万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族数)+10万円+21万円以下の人
- ③ 所得割が非課税となる人
 - ・扶養家族のない人…前年の総所得金額等が35万円+10万円以下の人
 - ・扶養家族のある人…前年の総所得金額等が35万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族数)+10万円+32万円以下の人

用語

総所得金額：次の(1)と(2)の金額の合計額（損益通算後）（純損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失及び雑損失の繰越控除後）

- (1) 利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、総合課税の短期譲渡所得、雑所得の合計額
- (2) 総合課税の長期譲渡所得及び一時所得の合計額の2分の1相当額

総所得金額等：総所得金額（純損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失及び雑損失の繰越控除後）、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、土地・建物等に係る譲渡所得等の金額（※1）、株式等に係る譲渡所得等の金額（※2）、申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額（※2）、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額（2分の1後）及び山林所得金額（特別控除後）の合計額

合計所得金額：総所得金額（純損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失及び雑損失の繰越控除前）、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、土地・建物等に係る譲渡所得等の金額（※1）、株式等に係る譲渡所得等の金額（上場株式及び特定株式に係る譲渡損失の繰越控除前）（※2）、申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額（上場株式等に係る譲渡損失との損益通算後で繰越控除前）（※2）、先物取引に係る雑所得等の金額（損失の繰越控除前）、退職所得金額（2分の1後）及び山林所得金額（特別控除後）の合計額

※1 分離譲渡所得の特別控除を適用する前の金額

※2 県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割の課税対象となるもので申告しないことを選択したものを除く。

2 所得

所得の種類	所得金額の計算方法
利 子 所 得 (公債、社債、預貯金などの利子)	収入金額＝利子所得の金額
配 当 所 得 (株式や出資の配当など)	収入金額－元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額
不 動 産 所 得 (家賃、地代、権利金、船舶の貸付料など)	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
事 業 所 得 (農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、医師、その他の事業から生じる所得)	収入金額－必要経費＝事業所得の金額
給 与 所 得 (給料、賃金、賞与)	収入金額－給与所得控除額＝給与所得の金額
雑 所 得 (年金、恩給など他の所得に当てはまらない所得)	次のアとイの合計額 ア 公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 イ 収入金額（公的年金等に係るものを除く）－必要経費
一 時 所 得 (競輪・競馬の払戻金、クイズの賞金、立退料など)	収入金額－その収入を得るために支出した金額－特別控除額(50万円) ＝一時所得の金額(注)
譲 渡 所 得 (土地などの財産を売った場合に生じる所得)	収入金額－資産の取得価額などの経費－特別控除額＝譲渡所得の金額(注)
退 職 所 得 (退職金、一時恩給など)	(収入金額－退職所得控除額)×1/2※＝退職所得の金額 ※ 詳細は、13ページ退職所得の課税の特例をご覧ください。
山 林 所 得 (山林<土地を除く>の採伐・譲渡による所得)	収入金額－必要経費－特別控除額＝山林所得の金額

(注) 総所得金額を計算する場合には、譲渡所得のうち総合課税の長期のもの及び一時所得は、上記の計算式により求めた所得金額を2分の1にした額とします。

3 必要経費

たとえば、商店経営による事業所得では商品の仕入れ代金、事業用資産の減価償却費及び従業員の給料などが、収入を得るための経費となり、このような経費を**必要経費**といいます。

また、事業経営が家族的企業によって営まれている場合には、そこで専ら従事する家族などに対して支払う給与相当額を必要経費として、所得税で青色申告をした人については支払った金額（**青色事業専従者給与額**）が、青色申告以外の人には50万円（**事業専従者控除額**：配偶者については86万円）がそれぞれ収入金額から控除されます。

横浜市 必要経費

検索



●給与所得における必要経費（給与所得控除）

サラリーマン等の給与所得者については、必要経費にかわるものとして次のとおり収入金額に応じ控除額を計算します。

給与等の収入金額	給与所得控除額(注)
162万5千円まで	55万円
162万5千円超 180万円まで	収入金額×40%－10万
180万円超 360万円まで	収入金額×30%＋8万円
360万円超 660万円まで	収入金額×20%＋44万円
660万円超 850万円まで	収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円(上限)

(注) 収入金額が660万円未満の場合の実際の控除額は、所得税法別表第5の表によって求めた額となります。

また、令和3年度の市民税・県民税から給与所得控除額の上限が195万円へ変更されています。

* 特定支出控除の適用を受ける場合は、給与所得控除後の給与所得金額からさらに差し引くことができます。
詳しくは、本市ウェブページをご覧ください。

●公的年金等における必要経費（公的年金等控除）

厚生年金や公務員共済年金などの公的年金等については、必要経費にかわるものとして次のとおり年齢及び収入金額に応じ控除額を計算します。

※ 65歳以上とは昭和33年1月1日以前に生まれた方です。

	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額		公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳未満	130万円未満	60万円	65歳以上	330万円未満	110万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額×25%＋27万5千円		330万円以上 410万円未満	収入金額×25%＋27万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%＋68万5千円		410万円以上 770万円未満	収入金額×15%＋68万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額×5%＋145万5千円		770万円以上 1,000万円未満	収入金額×5%＋145万5千円
	1,000万円以上	195万5千円(上限)		1,000万円以上	195万5千円(上限)

(注) 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合は、求め方が異なります。
詳しくは、本市ウェブページをご覧ください。

●所得金額調整控除

以下の条件に該当する場合は、給与所得金額から所得金額調整控除額が控除されます。

① 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合には、給与等の収入金額（1,000万円を超える場合は1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得金額から控除されます。

ア 本人が特別障害者に該当する

イ 年齢23歳未満の扶養親族を有する

ウ 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

〈計算式〉 $\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与等の収入金額} - 850\text{万円}) \times 10\%$

② 給与所得金額及び公的年金等に係る雑所得金額があり、その合計額が10万円を超える場合には、給与所得金額及び公的年金等に係る雑所得金額（それぞれ10万円を限度）の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得金額から控除されます。

〈計算式〉 $\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与所得金額} + \text{公的年金等に係る雑所得金額}) - 10\text{万円}$

※ ①の控除がある場合は、①の控除後の金額から控除します。

4 所得控除

所得控除には、次の種類があります。

種 類	要 件	控 除 額
雑 損 控 除	前年中に災害などにより資産について損失を受けた場合	{(損失額－保険等により補てんされた額)－(総所得金額等×1/10)} 又は (災害関連支出の金額－5万円) のいずれか多い額
医 療 費 控 除	前年中に医療費等を支払った人	次の①通常分、若しくは②特例分の選択適用となります。 ① 通常分（一般分） (支払った医療費－保険等により補てんされた額(※1)) － {(総所得金額等×5/100)又は10万円のいずれか少ない額} (最高200万円) ② 特例分（セルフメディケーション税制分）※2 (特定一般用医薬品等購入費－保険等により補てんされた額(※1))－12,000円 (最高88,000円) ※1 具体的には、出産育児一時金、高額療養費、損害保険契約または生命保険契約に基づき医療費の補てんを目的として支払を受ける保険金や給付金等があります。 ※2 特例分の適用には、申告する方が健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っていることの証明が必要です。
社 会 保 険 料 控 除	前年中に社会保険料（健康保険、介護保険、厚生年金、国民年金等）を支払った人	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済制度(旧第2種共済掛金を除く)・確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金(iDeCoイデコ)・心身障害者扶養共済制度に基づき掛金を支払った人	支払った金額
生 命 保 険 料 控 除	①平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく旧生命保険料と旧個人年金保険料	15,000円以下……………支払保険料等の全額 15,000円超40,000円以下……………支払保険料等×1/2+7,500円 40,000円超70,000円以下……………支払保険料等×1/4+17,500円 70,000円超……………一律35,000円
	②平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料	12,000円以下……………支払保険料等の全額 12,000円超32,000円以下……………支払保険料等×1/2+6,000円 32,000円超56,000円以下……………支払保険料等×1/4+14,000円 56,000円超……………一律28,000円
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料及び個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方の保険料の支払がある場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)(ただし、旧契約分のみで控除額を算出した方が有利な場合は、旧契約分のみを適用。)	
地 震 保 険 料 控 除	①地震保険料にかかる部分	50,000円まで……………支払保険料×1/2 50,000円を超える場合……………25,000円(限度額)
	②旧長期損害保険料にかかる部分(①に該当するものを除く)	5,000円まで……………全額 5,000円を超え15,000円まで……………支払保険料×1/2+2,500円 15,000円を超える場合……………10,000円(限度額) <旧長期損害保険料とは、平成18年12月31日までに契約した損害保険料のうち、満期返戻金があり、保険期間が10年以上のもので、地震保険料に該当しないものをいいます。>
	③①と②の両方の場合	①と②の合計額……………25,000円(限度額)

種 類	要 件	控 除 額	所得税との人的控除額の差額 (※1)
障 害 者 控 除	本人、同一生計配偶者又は扶養親族が障害者である場合 1人につき 26 万円 (特別障害者は 30 万円) 同一生計配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合 1人につき 53 万円 <特別障害者とは、身体障害者手帳 1 級若しくは 2 級、精神障害者手帳 1 級又は愛の手帳 A1 若しくは A2 該当の方及び成年被後見人の方等です。>		1 万円 (特別障害の場合) 10 万円 (同居特別障害の場合) 22 万円
寡 婦 控 除	前年の合計所得金額が 500 万円以下でひとり親控除に該当せず、次のどちらかに該当する人 (住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある人は除く) ①夫と離婚した後婚姻していない人で、扶養親族がある人 ②夫と死別後婚姻していない人や夫の生死が明らかでない人	26 万円	1 万円
ひとり親控除	前年の合計所得金額が 500 万円以下で、現に婚姻していない人又は配偶者の生死が明らかでない人で、前年の総所得金額等が 48 万円以下の生計を一にする子がある人 (住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある人は除く)	30 万円	5 万円 (父であるひとり親の場合) 1 万円 (※2)
勤 労 学 生 控 除	勤労学生で前年の合計所得金額が 75 万円以下 (このうち給与所得等以外の所得が 10 万円以下) の人	26 万円	1 万円
配 偶 者 控 除	本人の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下の人で、扶養する配偶者 (青色事業専従者、事業専従者及び他の納税義務者の扶養親族は除く) の前年の合計所得金額が 48 万円 (給与所得者の場合は収入金額が 103 万円) 以下の人	次頁 (11 ページ) 参照	
扶 養 控 除	扶養する者 (配偶者を除く) の前年の合計所得金額が 48 万円 (給与所得者の場合は収入金額が 103 万円) 以下の人	① 一般の扶養親族……………33 万円 (扶養親族のうち、年齢 16 歳以上 19 歳未満の人<平成 16 年 1 月 2 日以降平成 19 年 1 月 1 日以前に生まれた人>及び年齢 23 歳以上 70 歳未満の人<昭和 28 年 1 月 2 日以降平成 12 年 1 月 1 日以前に生まれた人>) ② 特定扶養親族……………45 万円 (扶養親族のうち、年齢 19 歳以上 23 歳未満の人<平成 12 年 1 月 2 日以降平成 16 年 1 月 1 日以前に生まれた人>) ③ 老人扶養親族……………38 万円 (70 歳以上の人<昭和 28 年 1 月 1 日以前に生まれた人>) ④ 同居老親等扶養親族……………45 万円 (老人扶養親族で、同居している本人又は配偶者の直系尊属に該当する人)	①5 万円 ②18 万円 ③10 万円 ④13 万円
配 偶 者 特 別 控 除	本人の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下の人で、配偶者 (青色事業専従者、事業専従者及び他の納税義務者の扶養親族は除く) の前年の合計所得金額が 48 万円超 133 万円以下である人	次頁 (11 ページ) 参照	
基 礎 控 除	前年の合計所得金額に応じて以下のとおりとなります	2,400 万円以下……………43 万円 2,400 万円超 2,450 万円以下……………29 万円 2,450 万円超 2,500 万円以下……………15 万円 2,500 万円超……………0 円	5 万 (※2) (2,500 万円超の場合) 0 円 (※3)

※1 個人の市民税・県民税 (住民税) と所得税との人的控除額の差額は、調整控除 (11 ページ参照) 算出時等に使用します。

※2 ひとり親控除及び基礎控除の所得税との人的控除額の差額は旧制度が適用されるため、実際の所得税との人的控除額の差額と一致しません。

※3 合計所得金額 2,500 万円超の納税義務者であっても、寄附金税額控除額を計算する際の人的控除の差の合計額には従来どおり 5 万円計算します。

種 類	要 件	本人の前年の合計所得金額 (※1)					
		900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下	
配偶者控除	配偶者の前年の合計所得金額及び年齢	控除額	所得税との人的控除額の差額	控除額	所得税との人的控除額の差額	控除額	所得税との人的控除額の差額
	48万円以下	33万円	5万円	22万円	4万円	11万円	2万円
	一般の控除対象配偶者						
老人控除対象配偶者 (70歳以上の人(昭和28年1月1日以前に生まれた人))	38万円	10万円	26万円	6万円	13万円	3万円	

種 類	要 件	本人の前年の合計所得金額 (※1)						
		900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下		
配偶者特別控除	配偶者の前年の合計所得金額	控除額	所得税との人的控除額の差額 (※2)	控除額	所得税との人的控除額の差額 (※2)	控除額	所得税との人的控除額の差額 (※2)	
	48万円超 95万円以下	33万円	48万円超 50万円未満	5万円	22万円	4万円	11万円	2万円
			50万円以上 55万円未満	3万円		2万円		1万円
			55万円以上 95万円以下	0円		0円		0円
	95万円超 100万円以下	33万円	0円	22万円	0円	11万円	0円	
	100万円超 105万円以下	31万円	0円 (※3)	21万円	0円 (※3)	11万円	0円 (※3)	
	105万円超 110万円以下	26万円		18万円		9万円		
	110万円超 115万円以下	21万円		14万円		7万円		
	115万円超 120万円以下	16万円		11万円		6万円		
	120万円超 125万円以下	11万円		8万円		4万円		
	125万円超 130万円以下	6万円		4万円		2万円		
130万円超 133万円以下	3万円	2万円		1万円				
133万円超	0円	0円		0円				

※1 本人の前年の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用はありません。

※2 配偶者特別控除の所得税との人的控除額の差額は旧制度が適用されるため、配偶者の前年の合計所得金額が50万円以上55万円未満、55万円以上95万円以下、95万円超100万円以下の3区分については、実際の所得税との人的控除額の差額と一致しません。

※3 配偶者の前年の合計所得金額が100万円超の場合、住民税と所得税の配偶者特別控除額が同額のため人的控除額の差額はありません。

* 前年の収入が給与のみで、合計所得金額1,000万円超の納税者に、生計を一にする所得がない配偶者がいる場合には、納税者又は配偶者の個人住民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、お住まいの区の税務課住民税担当にお問い合わせください（問合せ先電話番号については、40ページをご参照ください。）。

5 税額控除

●調整控除

税源移譲に伴う税制改正によって個々の納税者の負担が変わらないよう、平成19年度以降の個人住民税において、所得税と住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整する減額措置が講じられ、合計所得金額が2,500万円以下の納税義務者について、以下の算出方法で求めた金額を合計算出所得割額から控除します。

調整控除算出方法

- ① 個人住民税の合計課税所得金額が200万円以下の方
次のアとイのいずれか少ない金額の5%（市民税4%、県民税1%）
ア 所得税との人的控除額の差（10～11ページの表参照）の合計額
イ 個人住民税の合計課税所得金額
- ② 個人住民税の合計課税所得金額が200万円超2,500万円以下の方
次のアからイを控除した金額（5万円を下回る場合には、5万円）の5%（市民税4%、県民税1%）
ア 所得税との人的控除額の差（10～11ページの表参照）の合計額
イ 個人住民税の合計課税所得金額から200万円を控除した金額
※ 個人住民税の合計所得金額が2,500万円を超える方は、調整控除が適用されません。

●住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

所得税で住宅借入金等特別控除の適用を受け、かつ所得税では控除可能額が控除しきれなかった人のうち、給与支払報告書や所得税の確定申告の内容から、以下の算式によって求めた金額を合計算出所得割額から控除します。

平成25年から令和3年までに居住を開始した場合、または令和4年（※1）から令和7年までに居住を開始した場合	①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額と②所得税の課税総所得金額等の5%（上限97,500円）のいずれか少ない金額	× 市民税5分の4 県民税5分の1
平成26年から令和3年までに居住を開始し、かつ特定取得又は特別特定取得（※2）に該当する場合	①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額と②所得税の課税総所得金額等の7%（上限136,500円）のいずれか少ない金額	

- ※1 令和4年中に入居した人のうち、居住者の住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が10%、かつ一定期間内（新築の場合は令和2年10月から令和3年9月、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合は令和2年12月から令和3年11月）に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、平成26年から令和3年までに居住を開始し（※2）の条件を満たす場合の控除限度額と同じです。
- ※2 居住者の住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

●寄附金税額控除

①都道府県・市区町村に対する寄附金（特例控除対象）、②住所地の共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する一定の寄附金、③都道府県・市区町村に対する寄附金（特例控除対象以外）、④神奈川県が条例により指定した寄附金、⑤横浜市が条例により指定した寄附金を支出した場合に、市民税・県民税それぞれから以下の方法で算出した基本控除分（①から⑤の寄附金が該当）と特例控除分（①の寄附金のみ該当）の合計額を控除します。なお、①の寄附金のうち、申告特例制度の適用がある場合は、基本控除分と特例控除分と申告特例控除分の合計額を控除します（申告特例制度の詳細については、22ページ参照。）。

特例控除分と申告特例控除分の控除割合については、以下の表をご参照ください。

<基本控除分>

県民税（『上記①+②+③+④』か「総所得金額等の30%」のいずれか少ない金額）-2,000円）×2%
市民税（『上記①+②+③+⑤』か「総所得金額等の30%」のいずれか少ない金額）-2,000円）×8%

<特例控除分>

県民税「(上記①-2,000円)×控除割合×1/5」か「調整控除適用後の県民税所得割額×20%」のいずれか少ない金額
市民税「(上記①-2,000円)×控除割合×4/5」か「調整控除適用後の市民税所得割額×20%」のいずれか少ない金額

<申告特例控除分>

県民税 特例控除分で算出した金額×控除割合
市民税 特例控除分で算出した金額×控除割合

<特例控除分の控除割合>

課税総所得金額-所得税との人的控除額の差の合計額	控除割合
0円以上 195万円以下	84.895%
195万円超 330万円以下	79.79%
330万円超 695万円以下	69.58%
695万円超 900万円以下	66.517%
900万円超 1,800万円以下	56.307%
1,800万円超 4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満（課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

<申告特例控除分の控除割合>

課税総所得金額-所得税との人的控除額の差の合計額	控除割合
195万円以下	5.105/84.895
195万円超 330万円以下	10.21/79.79
330万円超 695万円以下	20.42/69.58
695万円超 900万円以下	23.483/66.517
900万円超	33.693/56.307

●あなたの個人市民税・県民税がいくらになるか試算できます。
源泉徴収票などから、ウェブページであなたの個人市民税・県民税の税額を試算し、市民税・県民税の申告書を作成することができます。

横浜市 税額試算

※ 課税総所得金額は、市民税・県民税の課税総所得金額をいいます。

※ 所得税との人的控除額の差額については、10~11ページの表をご参照ください。

●二重負担の調整のためのもの

種類	要件及び控除額			
	区分	利益の配当等	証券投資信託等 外貨建等証券投資信託以外 外貨建等証券投資信託	
配当控除(※)	課税総所得金額の1,000万円以下の部分に含まれる配当所得	市民税：2.24% 県民税：0.56%	市民税：1.12% 県民税：0.28%	市民税：0.56% 県民税：0.14%
	課税総所得金額の1,000万円を超える部分に含まれる配当所得	市民税：1.12% 県民税：0.28%	市民税：0.56% 県民税：0.14%	市民税：0.28% 県民税：0.07%
外国税額控除	外国で所得税及び市民税・県民税に相当する税を課された場合で、所得税で控除しきれなかった額は、所得税の外国税額控除限度額の6%を限度として県民税所得割額から控除しますが、県民税所得割額でも控除しきれなかった額は、所得税の外国税額控除限度額の24%を限度として市民税所得割額から控除します。			
配当割額控除	特定配当等について申告書に記載した場合は、所得割額（調整控除額・配当控除額・住宅借入金等特別税額控除額・寄附金税額控除額・外国税額控除額・所得割の調整措置控除後）から配当割額を控除し、控除しきれないものについては還付又は充当します。			
株式等譲渡所得割額控除	源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡益等について申告があった場合は、所得割額（調整控除額・配当控除額・住宅借入金等特別税額控除額・寄附金税額控除額・外国税額控除額・所得割の調整措置控除後）から株式等譲渡所得割額を控除し、控除しきれないものについては還付又は充当します。			

※ 申告分離課税を選択した場合には、配当控除は適用されません。

6 課税の特例

(1) 退職所得の課税の特例

退職所得にかかる税金は、退職金等の支払を受けるときに特別徴収されます。税率は一律、市民税6%、県民税4%となります（個人県民税の超過課税は適用されません。）。

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 (\text{※1}) \times \text{税率} = \text{退職所得の所得割額}$$

※1 勤続年数が5年以下の法人役員等が支払を受ける退職手当等（特定役員退職手当等）については、1/2の適用はありません。

※ 役員等以外の方で、令和4年1月1日以降に支払を受ける退職手当等については、退職所得控除額を控除した後の金額のうち300万円を超える部分について、1/2の額ではなく、全額が課税となります。

●退職所得控除

勤続年数	退職所得控除額
20年以下のとき	40万円×勤続年数(※2)（最低80万円）
20年を超えるとき	70万円×[勤続年数(※2) - 20年] + 800万円

※2 勤続年数に1年未満の端数がある場合は、1年に切り上げます。

※ 障害退職した場合の退職所得控除額は、上記の方法により計算した額に、100万円を加えた金額となります。

☆ 退職所得にかかる市民税・県民税額は、横浜市ウェブページで試算することができます。

横浜市 税額試算

検索 

(2) 土地・建物等の譲渡所得等の課税の特例

土地や建物、株式などの資産を譲渡した場合の所得や先物取引に係る所得は、給与所得や事業所得等の他の所得と分離して税額の計算を行うことになっています。これは国税である所得税と同じです。

土地・建物の譲渡においては、譲渡した資産の所有期間（譲渡した年の1月1日を基準に判定します。）によって長期又は短期の譲渡所得に区分され、税額の計算方法などが異なります。

① 課税譲渡所得金額

$$\boxed{\text{収入金額}} - \left(\boxed{\text{譲渡した資産の取得費用}} + \boxed{\text{譲渡経費}} \right) - \boxed{\text{特別控除額(注1)}} - \boxed{\text{所得控除額(注2)}}$$

(注1) 特別控除額：居住用財産の譲渡の場合には、一定の要件のもとに3,000万円を限度とする特別控除があり、その他収用等に係る譲渡の場合などにも特別控除があります。

(注2) 総所得金額から控除しきれなかった所得控除額がある場合に、その金額を控除します。

② 長期譲渡所得と短期譲渡所得の区分

	所有期間	長期・短期の区分
土地・建物等	5年超	長期譲渡所得
	5年以下(※)	短期譲渡所得

※ 土地や建物を買ったときの譲渡所得は、譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下であるもの（その年中に取得したものを含む。）が短期譲渡所得となります。

③ 土地・建物等の譲渡所得等の税率

区 分 及 び 算 式	
短期譲渡所得・一般分	課税譲渡所得金額×税率（市民税 7.2%、県民税 1.8%、所得税 30%）
短期譲渡所得・軽減分	課税譲渡所得金額×税率（市民税 4.0%、県民税 1.0%、所得税 15%） ※ 軽減分とは、租税特別措置法第28条の4第3項第1号から第3号に規定する、国・地方公共団体等に対する譲渡などをいいます。
長期譲渡所得・一般分	課税譲渡所得金額×税率（市民税 4.0%、県民税 1.0%、所得税 15%）
長期譲渡所得・特定分 （優良住宅地等に係る部分）	<2,000万円以下> 課税譲渡所得金額×税率（市民税 3.2%、県民税 0.8%、所得税 10%） <2,000万円超> 市民税 64万円+（課税譲渡所得金額-2,000万円）×4.0% 県民税 16万円+（課税譲渡所得金額-2,000万円）×1.0% 所得税 200万円+（課税譲渡所得金額-2,000万円）×15%
長期譲渡所得・軽減分 （居住用財産に係る部分）	<6,000万円以下> 課税譲渡所得金額×税率（市民税 3.2%、県民税 0.8%、所得税 10%） <6,000万円超> 市民税 192万円+（課税譲渡所得金額-6,000万円）×4.0% 県民税 48万円+（課税譲渡所得金額-6,000万円）×1.0% 所得税 600万円+（課税譲渡所得金額-6,000万円）×15%
株式等に係る譲渡所得等	課税譲渡所得金額等×税率（市民税 4.0%、県民税 1.0%、所得税 15%）
申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当等所得	課税配当所得金額 × 税率（市民税 4.0%、県民税 1.0%、所得税 15%）
先物取引に係る雑所得等	課税雑所得金額等 × 税率（市民税 4.0%、県民税 1.0%、所得税 15%）

●—令和5年度市民税・県民税の計算（例）

Aさんの場合（夫婦（妻は無収入）、子ども2人（17歳、13歳）の4人家族）

- 収入金額：給 与 5,500,000円
- ・給与所得控除額：
5,500,000円×20%+440,000円=1,540,000円
- 給与所得：
5,500,000円-1,540,000円= 3,960,000円……………①
- ・支払った社会保険料： 395,000円
- ・支払った一般生命保険料（新契約）： 90,000円
- ・支払った地震保険料： 20,000円

- ・社会保険料控除額： 395,000円（全額）……………②
- ・生命保険料控除額： 28,000円（限度額）……………③
- ・地震保険料控除額： 10,000円……………④
- ・配偶者控除額： 330,000円……………⑤
（配偶者控除額については、11ページをご参照ください。）
- ・扶養控除額： 330,000円……………⑥
- ・基礎控除額： 430,000円……………⑦
- ・控除額=②+③+④+⑤+⑥+⑦=1,523,000円……………⑧

- 課税標準額：①-⑧
3,960,000円-1,523,000円=2,437,000円
- 市民税算出所得割額：
2,437,000円×8%=194,960円……………⑨
（市民税の税率）

- 県民税算出所得割額：
2,437,000円×2.025%=49,349.25円→49,349円……………⑩
（県民税の税率）（1円未満切捨）

●調整控除額（11ページ参照）
Aさんの合計課税所得金額（①-⑧）は200万円を超えるため、次のアからイを控除した金額（5万円を下回る場合には、5万円）の5%（市民税4%、県民税1%）が調整控除額となります。

- ア 所得税との人的控除額の差の合計額
50,000円+50,000円+50,000円=150,000円
 - イ 合計課税所得金額から200万円を控除した額
2,437,000円-2,000,000円=437,000円
- ア-イ<50,000円なので、
- ・市民税調整控除額
50,000円×4%=2,000円……………⑪
 - ・県民税調整控除額
50,000円×1%=500円……………⑫

- 控除後市民税所得割額：⑨-⑪
194,960円-2,000円=192,960円→192,900円……………⑬
（百円未満切捨）

- 控除後県民税所得割額：⑩-⑫
49,349円-500円=48,849円→48,800円……………⑭
（百円未満切捨）

- 控除後所得割額：⑬+⑭=241,700円……………A

- 均等割額
4,400円（市民税）+1,800円（県民税）=6,200円……………B

- 令和5年度の年税額：
241,700円+6,200円=247,900円……………A + B

7 申告と納税の方法

（1）申告

市内に住所を有する人は、次の①から③の人を除き、毎年3月15日までに賦課期日（1月1日）現在における住所地の区役所へ申告しなければなりません。

- ① 所得税の確定申告をした人
- ② 給与所得のみで会社から給与支払報告書が提出されている人
- ③ 公的年金等の所得のみで年金支払者から公的年金等支払報告書が提出されている人

ただし、②・③の人で各支払者からの支払報告書に記載されていない医療費控除等の各種所得控除を受ける場合には申告が必要になります。

個人の県民税は納税者や課税標準など個人の市民税と同じであり、個人の市民税と併せて課税されます。県民税部分は個人の市民税と併せて納税された後、市から県へ払い込みます。

（2）納税の方法

● 普通徴収

事業所得者などの市民税は、前述の申告に基づき計算された税額を、区役所から6月初旬に送られる税額決定・納税通知書によって各人が6月、8月、10月、翌年の1月の4回の納期に分けて納める方法（普通徴収）により納税します。

● 特別徴収

① サラリーマン等の給与所得者の市民税は、給与支払者（会社等）から提出される給与支払報告書に基づき各人ごとに税額を計算し、その税額を会社等に通知し、会社等が毎年6月から翌年5月まで年12回に分けて毎月の給与の支払の際に差し引いて納める方法（特別徴収）により納税します。

② 毎月の給与から市民税を特別徴収されていた納税者が退職により給与の支払を受けなくなった場合は、次に該当する人を除き、その翌月以降の残税額を普通徴収の方法によって納税します。

ア 退職金などから一括して差し引きされることを申し出た人（ただし、退職月日が1月1日から4月30日までの場合は、申出の有無にかかわらず退職金などから一括して差し引きされることとなります。）

イ 新しい会社に再就職し、その再就職先で引き続き特別徴収されることを申し出た人

③ 公的年金を受給されている65歳以上の方の市民税は、年金の支払者が、年6回の年金給付の際に差し引いて納める方法（特別徴収）により納税します。4月、6月、8月は仮徴収期間とし、10月、12月、翌年2月を本徴収期間とします。特別徴収の開始年度については、仮徴収期間の徴収はなく、普通徴収の方法により納税します。

●—あなたの個人市民税・県民税がいくらになるか試算できます。

源泉徴収票などから、インターネットであなたの個人市民税・県民税の税額を試算し、市民税・県民税の申告書を作成することができます。

横浜市 税額試算

検索



公的年金からの特別徴収について

●制度の内容

老齢基礎年金等を受給されていて、市民税・県民税の納税義務がある 65 歳以上の人は、公的年金等（国民年金、厚生年金、企業年金、共済年金等）から算出した税額（公的年金等に係る所得及び各種控除を適用して計算した税額）を、老齢基礎年金等の年金給付の際に差し引いて徴収（特別徴収）します。

ただし、特別徴収開始 1 年目の人は特別徴収の開始が 10 月からとなり、公的年金等から算出した税額の 2 分の 1 相当額を公的年金から特別徴収します。公的年金等から算出した税額のうち、公的年金からの特別徴収税額を差し引いた額は、普通徴収（納付書又は口座振替）の第 1 期及び第 2 期による納付となります（下表〈特別徴収開始 1 年目の場合〉を参照してください。）。

- ※ 特別徴収税額につきましては、口座振替による納付を選択することはできません。
- ※ 障害年金、遺族年金からは特別徴収されません。

●対象となる人

介護保険料が年金から特別徴収される人（当該年度の 4 月 1 日に老齢基礎年金等を受給している 65 歳以上の人）が対象です。ただし、次のような人は対象となりません。

- (1) 老齢基礎年金等の金額が年間 18 万円未満の人
- (2) 老齢基礎年金等から、所得税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を差し引いた金額が、年金の所得に対する市民税・県民税額を下回ると見込まれる人

- ※ 前年の所得に対して市民税・県民税の計算をした結果、納付税額が発生しなかった人は、公的年金からの市民税・県民税の特別徴収を行いません。
- ※ 公的年金以外の所得（不動産や給与等）に対する市民税・県民税は、従来どおりの方法（普通徴収、給与からの特別徴収）により納付いただくことになります。
- ※ 今年の 4 月 1 日に横浜市に住所を有しない場合は、10 月からの公的年金からの特別徴収は行いません。4 月 1 日以降に市外へ転出された場合は、転出した年度の公的年金からの特別徴収を継続します。
- ※ 年金所得に係る特別徴収額及び仮特別徴収額が変更された場合は、一定の要件の下、公的年金からの特別徴収税額を変更したうえで、特別徴収を継続します。

●特別徴収の具体例

特別徴収開始 1 年目と 2 年目以降とでは徴収方法が異なります。

【例 公的年金等から算出した税額が年 51,800 円の方の場合】

<特別徴収開始 1 年目の場合>

特別徴収 開始	徴収方法	普通徴収		特別徴収（本徴収）		
	月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
1 年目	税額	13,900 円	12,000 円	8,700 円	8,600 円	8,600 円

- ◎ 特別徴収開始 1 年目は、公的年金等から算出した税額の 2 分の 1 の額を 10 月、12 月、2 月の 3 回にあん分してそれぞれの月の年金給付の際に特別徴収します。残りの 2 分の 1 の額は、普通徴収（納付書又は口座振替）により 6 月及び 8 月の 2 回にあん分して納付していただきます。

<特別徴収開始 2 年目以降の場合>

特別徴収 開始	徴収方法	特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
	月	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
2 年目	税額	8,700 円	8,600 円	8,600 円	8,700 円	8,600 円	8,600 円

- ◎ 4 月、6 月、8 月の各月は、前年度の公的年金等から算出した税額の 2 分の 1 の額を 3 回にあん分してそれぞれ特別徴収します（仮徴収）。
- ◎ 10 月、12 月、2 月は、公的年金等から算出した税額から仮徴収税額を差し引いた額を、3 回にあん分してそれぞれ特別徴収します（本徴収）。

8 よくあるご質問

横浜市の住民税は高いのですか？

Q 私は令和4年6月に横浜市に引っ越してきた者ですが、横浜市の住民税は他の都市と比べて高いのでしょうか。

A **住民税（市民税・県民税）は、他の市町村と比べて高くなります。**
住民税は、1月1日現在住所のある市町村において前年中の所得に対して課税されるものです。令和4年6月から横浜市にお住まいの場合には、令和5年度から横浜市で住民税が課税されます。横浜市では、平成21年度から条例に定めるところにより、緑を守り、つくり、育む取組を進める「横浜みどりアップ計画」の重要な財源の一部として、『横浜みどり税』を実施しています（『横浜みどり税』の詳細については25ページをご覧ください。）。このため、他の市町村よりも市民税均等割の税額は年間で900円高くなります。

また、神奈川県では、平成19年度から条例に定めるところにより、水源環境の保全・再生のため、県民税に対する超過課税『水源環境保全税』が実施されています（『水源環境保全税』の詳細については27ページをご覧ください。）。このため、神奈川県下の市町村は、超過課税をしていない他の都道府県下の都市よりも県民税の税額は高くなります（なお、県民税は法律で市町村が市民税にあわせ賦課徴収することとされています。）。

なお、道府県から指定都市への税源移譲により、横浜市を含む指定都市では、個人市民税・道府県民税所得割の標準税率が、市民税8%、道府県民税2%となっています。指定都市以外の市区町村の標準税率は、市民税6%、道府県民税4%となっており、市民税と道府県民税の税率の合計は10%で変わりません。

※ 住民税の税率については6ページをご覧ください。

※ 住民税の計算方法や税率などはすべて地方税法という法律で定められています。しかし、地方団体は財政上の特別な必要がある場合には、条例によって地方税法に定める標準税率を超えた超過税率により課税することができます。

給与以外に副収入がある場合に住民税の申告は必要ですか？

Q 私は会社勤めをしていますが、ある雑誌に原稿を書いたところ、出版社から原稿料を受け取りました。このため、給与所得以外に原稿料の所得が15万円ほどあります。この場合、区役所に住民税の申告をする必要があるのでしょうか。

A **ケースによっては申告をしていただく必要があります。**
所得税の場合、原稿料や外交員報酬については、支払の際に源泉徴収し、確定申告の際に給与所得と合算して税額を計算し直すことになっています。

ただし、年間の給与の収入金額が2,000万円以下で、給与所得以外の所得（原稿料、外交員報酬など）の年間合計額が20万円以下の人については、確定申告をしなくてもよいことになっています。

しかし、住民税の場合は、所得税と異なり、所得の多少にかかわらず、給与所得と合算して税額を計算することになっています。

あなたの場合、原稿料について所得税の確定申告をした場合は、住民税の申告がされたとみなされ、住民税の申告は不要ですが、確定申告をしなかった場合は、住民税の申告をする必要があります。

退職後にも住民税を支払うのでしょうか？

Q 私は、令和4年11月に会社を退職し、その後無職です。退職時に支払われた給与から一括して納めた住民税ですべて納税済みと思っていたところ、令和5年6月に「税額決定・納税通知書」が送られてきました。これは二重払いとならないでしょうか。

A **お支払いをお願いします。**
会社勤めの方の住民税は、前年の所得を基準に算出された住民税の年税額を、所得の生じた年の翌年の6月からそのまた翌年の5月まで、年12回に分けて、毎月の給与の支払いの際に納めていただく特別徴収の方法によっています。

あなたから退職時に一括して納めていただいた住民税は、令和3年中の所得に対して課され、令和4年6月から毎月徴収された住民税の残税額であって、退職のため会社の給与から差し引かれなくなるため、退職時の給与から一括して納めていただいたものです。

一方、あなたの場合、令和4年1月から令和4年11月まで勤務していた会社から支払いをうけた給与がありますのでその間の所得に対して翌年に住民税が課税されます。そこで、令和5年の6月から納めていただくため税額決定・納税通知書が送られてきたものであって、重複して課税されたものではありません。

お父さんの年金に対する税法上の取扱いはどうなっているのでしょうか？



私の父（68歳）は、会社を辞めてから生計費等は私の負担で一緒に生活していますが、父は厚生年金の支給を受けています（令和4年中の支給額は220万円でした。）。この場合、父を扶養控除の対象とすることができるのでしょうか。また、父の年金には税金はかかりますか。父に年金以外の収入はなく、年金から差し引かれているのは、介護保険料年間5万円のみであり、その他に国民健康保険料を年間10万円支払っています。



厚生年金などの公的年金等は税法上、雑所得として課税の対象となるものですが、その所得金額は年金支給額から、次の公的年金等控除額を控除して求めます。

公的年金等控除

	収入金額	控除額
65歳未満	130万円未満	60万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額×25%+27.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+68.5万円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額×5%+145.5万円
	1,000万円以上	195.5万円（上限）
65歳以上	330万円未満	110万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額×25%+27.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+68.5万円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額×5%+145.5万円
	1,000万円以上	195.5万円（上限）

したがって、あなたのお父さんの雑所得金額は、

$$220\text{万円} - 110\text{万円} = 110\text{万円}$$

(年金収入) (公的年金等控除額) (雑所得金額)

となります。

そこで、まず、お父さんが扶養控除の対象となるかどうかですが、令和4年中の所得に対して課される令和4年分の所得税、令和5年度の住民税では、扶養控除の対象となる所得要件は、ともに48万円（65歳以上の方の年金受給額にして158万円）以下ですから、あなたのお父さんを扶養控除の対象とすることができません。

次に、お父さんの令和4年中の年金に対する課税上の取扱いですが、税額は所得金額から基礎控除などの所得控除を差し引いた金額に税率を乗じて計算しますので次のようになります。

《所得税：令和4年分》

お父さんの（雑）所得金額110万円から、社会保険料（15万円）、基礎控除額（48万円）を差し引いた金額（47万円）に所得税の税率（課税所得金額195万円まで5%）を乗じた金額に復興特別所得税（2.1%）を加算し計算します。

$$\{110\text{万円} - (15\text{万円} + 48\text{万円})\} \times 5\% \times 102.1\% = 23,993\text{円}$$

$$\approx 23,900\text{円} \text{（100円未満切り捨て）ととなります。}$$

《住民税：令和5年度》

お父さんの（雑）所得金額110万円から、社会保険料（15万円）と基礎控除額（43万円）を差し引いた金額（52万円）に住民税の税率（市民税8%・県民税2.025%）を乗じ、さらに調整控除を差し引き、均等割額を加えて計算します。

$$\text{市民税所得割額（差引前）} \quad 52\text{万円} \times 8\% = 41,600 \text{円}$$

$$\text{県民税所得割額（差引前）} \quad 52\text{万円} \times 2.025\% = 10,530 \text{円}$$

$$\text{市民税所得割額（差引後）} \quad 41,600\text{円} - 2,000\text{円（調整控除）} = 39,600\text{円}$$

$$\text{県民税所得割額（差引後）} \quad 10,530\text{円} - 500\text{円（調整控除）} \approx 10,000\text{円} \text{※100円未満切り捨て}$$

$$\text{市民税} \quad 39,600\text{円（所得割額）} + 4,400\text{円（均等割額）} = 44,000 \text{円}$$

$$\text{県民税} \quad 10,000\text{円（所得割額）} + 1,800\text{円（均等割額）} = 11,800 \text{円} \quad \text{年税額} \quad 55,800\text{円} \text{ となります。}$$

●調整控除 … 税源移譲によって個々の納税者の負担が変わらないよう、平成19年度から個人住民税において、所得税と住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整する減額措置が講じられました（計算方法については11ページ参照）。

亡くなった夫の住民税は支払わなくてはならない？

Q 私の夫は令和5年3月に亡くなりましたが、6月に市民税・県民税の税額決定・納税通知書が送られてきました。私は既に亡くなった夫の税金を支払わなければならないのでしょうか。

A お支払いをお願いします。
市民税・県民税は、毎年1月1日現在、市内に住んでいる人に対して、前年中（1月1日～12月31日）の所得に基づいて課税されます。したがって、令和5年1月2日以降に亡くなられた方に対しても、令和5年度の市民税・県民税が課税され、財産の相続人が納税義務を引き継ぐことになります。
なお、令和6年度からは課税されません。

横浜市民でも横浜市に対して「ふるさと納税」はできますか？

Q 横浜市に在住していますが、地元の活性化のため横浜市にふるさと納税（寄附）をすることはできるのでしょうか。

A 横浜市では、横浜を愛する皆様や横浜市の取組にご賛同いただける皆様のお気持ちを、市内・市外を問わず広く募っており、市民活動や社会福祉、環境保全など、寄附金の使い道をお選びいただけるとともに、インターネット上でのお手続きも可能です。申込方法等、詳細については横浜市ウェブページをご確認ください。

また、ふるさと納税として寄附金税額控除の特例控除が受けられる寄附は、都道府県・市区町村に対する寄附（特例控除対象）とされているため、横浜市に在住の方が横浜市に対して寄附を行う場合も控除の対象となります。寄附金控除を受けるには、確定申告を行っていただくか、申告特例に該当する方は申告特例申請書を提出していただく必要があります。

なお、地方税法等の改正により『自団体住民に返礼品等を提供しないこと』が定められたため、令和元年6月1日以降の市民の皆様からのご寄附に対しては、返礼品等をお送りしておりません。

横浜市への寄附

検索

パート収入と税金は、どのように関わっているのでしょうか？

Q 私はサラリーマンですが、妻が令和4年から花屋へパートに出るようになりました。妻のパートが、私たち夫婦の税金にどのように関わってくるのでしょうか。妻のパート収入は102万円、私の年収は給与収入で500万円です。

A まず、妻のパート収入に税金がかかるかどうか、次に、あなた自身の税金計算上、所得から控除される配偶者控除や配偶者特別控除の適用があるかどうかについてみてみましょう。

税金はどのくらいの収入から

収入や所得に対する税金として所得税と住民税があります。

① 所得税

パート収入は、所得税法では給与所得とされ、一般のサラリーマンと同じように税金を計算することになりますが、給与収入額から給与所得控除額を差し引いた残額が基礎控除額（48万円）以下の場合、所得税は課税されません。つまり、所得税における給与所得者の「課税最低限」は、次のようになります。

$$\begin{array}{l} \text{(給与所得控除額)} \quad \text{(基礎控除額)} \quad \text{(課税最低限)} \\ 55\text{万円} \quad + \quad 48\text{万円} \quad = \quad 103\text{万円} \end{array}$$

ご質問のケースでは、収入金額が103万円以下ですので、所得税は課税されません。

② 住民税

一方、住民税には、「非課税制度」があり、その限度額は横浜市の場合、45万円となっています。つまり、給与収入額が、給与所得控除額と非課税限度額（45万円）を合計した金額（100万円）以下の場合、住民税は課税されません。

$$\begin{array}{l} \text{(給与所得控除額)} \quad \text{(非課税限度額)} \\ 55\text{万円} \quad + \quad 45\text{万円} \quad = \quad 100\text{万円} \end{array}$$

ご質問のケースでは、収入金額が100万円を超えるため、住民税は課税されます。

この場合、住民税は所得のあった年の翌年に課税されますので、このケースでは令和5年度の住民税として課税されます。⇒ 20 ページ【表1】参照

配偶者控除の対象となるのは

配偶者の給与所得が48万円（給与収入金額で103万円）以下で、かつ本人の合計所得金額が1,000万円以下であれば、所得税・住民税ともにあなたの所得から控除できる配偶者控除の対象となります。

あなたの妻の所得は47万円（給与収入金額102万円－給与所得控除額55万円）で、あなたの所得が356万円（給与収入金額500万円－給与所得控除額144万円）ですから、所得税・住民税の計算上、配偶者控除（所得税38万円、住民税33万円）を受けることができます。 ⇒【表1】【表2】参照

配偶者特別控除の対象となるのは

配偶者特別控除は、パート収入が103万円を超える配偶者には配偶者控除の適用がなくなり控除が激変するのを緩和し、また、所得の稼得に対する配偶者の貢献を考慮して、昭和62年9月の税制改正により設けられ、平成30年の税制改正により、見直されました。

この特別控除の適用が受けられるのは、配偶者控除の適用条件と同じく、控除を受ける本人の合計所得金額が1,000万円以下であることが要件とされています。

あなたの妻の令和4年中のパート収入は102万円で、かつあなたの給与収入が500万円ですので、【表2】から、令和4年分の所得税及び令和5年度の住民税について、それぞれ配偶者控除が適用されます。

* 前年の収入が給与のみで、合計所得金額1,000万円超の納税者に、生計を一にする所得がない配偶者がいる場合には、納税者又は配偶者の個人市民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、お住まいの区の税務課市民税担当にお問い合わせください（問合せ先電話番号については、40ページをご参照ください）。

【表1】所得税・住民税及び配偶者控除に関する収入金額の目安

令和4年中の 給与収入金額	給与所得金額	配偶者（妻）自身に 税金がかかるかどうか		配偶者控除の対象 となるかどうか
		所得税	住民税	所得税・住民税
100万円以下	45万円以下	かからない	かからない	なる
100万円超 103万円以下	45万円超 48万円以下	かからない	かかる	なる
103万円超	48万円超	かかる	かかる	ならない

※ 本人の合計所得金額が1,000万円を超えると配偶者控除の対象にはなりません。

【表2】パート収入等に係る配偶者控除・配偶者特別控除額 早見表

	令和4年分 所得税			令和5年度 住民税		
	本人の合計所得金額			本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の給与収入金額	配偶者控除			配偶者控除		
0～1,030,000円	38万円	26万円	13万円	33万円	22万円	11万円
配偶者の給与収入金額	配偶者特別控除			配偶者特別控除		
1,030,001～1,500,000円	38万円	26万円	13万円	33万円	22万円	11万円
1,500,001～1,550,000円	36万円	24万円	12万円			
1,550,001～1,600,000円	31万円	21万円	11万円	31万円	21万円	
1,600,001～1,667,999円	26万円	18万円	9万円	26万円	18万円	9万円
1,668,000～1,751,999円	21万円	14万円	7万円	21万円	14万円	7万円
1,752,000～1,831,999円	16万円	11万円	6万円	16万円	11万円	6万円
1,832,000～1,903,999円	11万円	8万円	4万円	11万円	8万円	4万円
1,904,000～1,971,999円	6万円	4万円	2万円	6万円	4万円	2万円
1,972,000～2,015,999円	3万円	2万円	1万円	3万円	2万円	1万円
2,016,000円～	0円	0円	0円	0円	0円	0円

金融・証券税制のしくみ

Q 上場株式等(*)の譲渡益や配当に係る税金の最近の税制改正をおしえてください。

* 「上場株式等」とは、国内・国外証券取引所に上場されている株式等であり、上場ETF（株価指数連動型投資信託）、上場REIT（不動産投資信託）等も含まれません。

* 上場株式等の譲渡益について、源泉徴収ありの「特定口座」以外で生じた譲渡益は確定申告が必要です。

A 平成28年1月1日以後、特定公社債(※1)・公募公社債投資信託等（以下「特定公社債等」といいます。）の利子・収益分配金や売却などによる所得が申告分離課税（20%（所得税15%(※2)、住民税5%）の対象とされました。

このことにより、これらの所得間、上場株式・公募株式投資信託等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り）及び譲渡所得等との損益通算並びに特定公社債等の譲渡損失の金額についての繰越控除ができることとされました。

また、上場株式等に係る譲渡損失を、一般株式等（非上場株式等）に係る譲渡所得等から損益通算並びに繰越控除をすることはできなくなりました。

なお、特定上場株式等の配当所得等を含めた所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、納税通知書が送達される時まで、確定申告書とは別に個人住民税の申告書を提出いただくことにより、所得税と異なる課税方式（申告不要制度適用、総合課税、申告分離課税）を選択することができます。

横浜市 申告不要制度

検索

※1 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

※2 平成25年から令和19年までの間に生ずる所得についての所得税の確定申告や源泉徴収の際には、記載の所得税のほか、復興特別所得税（原則として所得税額の2.1%）が課されます。

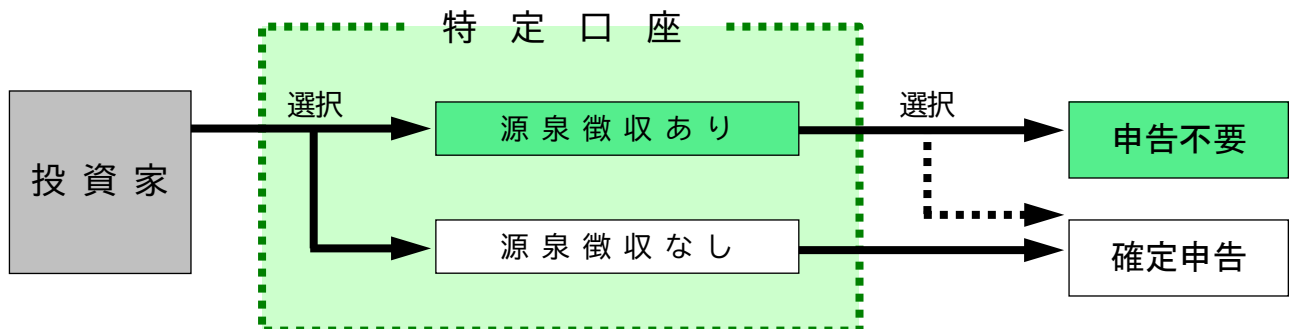
Q 特定口座とはどのようなものですか。

A 投資家が上場株式等を売却した場合、証券会社等が投資家の代わりにその所得金額の計算等を行う口座のことです。

●特定口座のうち、「源泉徴収あり」を選択した場合には、上記所得金額について、投資家は税務署へ確定申告をする必要はありません（証券会社等が代わりに納付手続を行います。）。

●特定口座のうち、「源泉徴収なし」を選択した場合には、証券会社等から送られてくる特定口座年間取引報告書により、簡便に申告を行うことができます。

なお、一般の口座で取引された場合には、ご自分で年間の譲渡益を計算し、計算明細書を作成の上、確定申告をしていただく必要があります。



9 ふるさと納税ワンストップ特例（申告特例）制度及び申告特例控除について

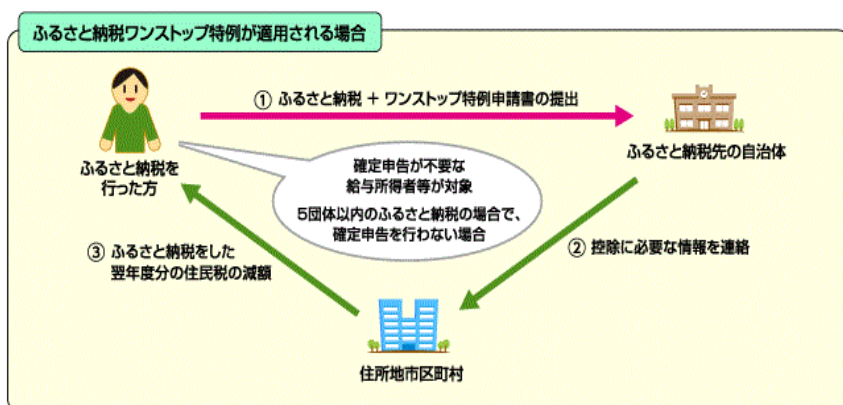
ふるさと納税ワンストップ特例(申告特例)制度(以下「ワンストップ特例制度」といいます。)は、確定申告の不要な給与所得者等が都道府県・市区町村(特例控除対象(※))に対するふるさと納税を行う際に申請することで、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる制度です(平成27年4月1日以降の寄附が対象です。)。

この特例を受けた場合、所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う個人市民税・県民税の減額(申告特例控除)という形で控除が行われます(控除の計算方法については、12ページ参照。)。

(※) 地方税法等の一部を改正する法律の成立により、令和元年6月1日以降、ふるさと納税に係る指定制度が創設されました。これにより、総務大臣が次の基準に適合した地方団体をふるさと納税(特例控除)の対象として指定する仕組みとなりました(対象となる地方団体については、総務省のウェブページをご参照ください。)。

- ① 寄附金の募集を適正に実施する地方団体
- ② (①の地方団体で) 返礼品を送付する場合には、次のいずれも満たす地方団体
 - ・ 返礼品の返礼割合を3割以下とすること
 - ・ 返礼品を地場産品とすること

この改正は、令和元年6月1日以後に支出された寄附金について適用となりますので、指定対象外の団体に対して同日以後に支出された寄附金については、特例控除の対象外となります。



(総務省のウェブページより抜粋)

- 特例の申請は、ふるさと納税を行う際に、各ふるさと納税を行った自治体へワンストップ特例(申告特例)申請書を提出することが必要です。
- 特例の適用申請後に、転居による住所変更等、提出済の申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税を行った翌年の1月10日までに、ふるさと納税先の自治体へワンストップ特例(申告特例)申請事項変更届出書を提出してください。

◆留意事項◆

- (1) 以下の条件に該当する方は、ワンストップ特例制度の適用対象外となりますので、所得税を含めた控除を受けるためには、確定申告書への記載及び提出が必要です(以下の条件に該当する場合は、ふるさと納税先自治体にワンストップ特例(申告特例)申請書を提出している場合も、その申請はなかったものとみなされます。)。
 - ・ 5団体を超える自治体へふるさと納税を行った方
 - ・ 寄附した年の翌年度の市民税・県民税申告書または、寄附した年分の確定申告書を提出した方
 - ・ 寄附した年分の確定申告書の提出義務がある方
 - ・ ワンストップ特例(申告特例)申請書に記載の住所と、寄附した翌年の1月1日に居住の自治体が異なる方のうち、1月10日までに、ふるさと納税先自治体にその変更の届を提出していない方
- (2) 市民税・県民税申告書または、確定申告書を提出する方で寄附金控除を受ける場合は、申告書に、寄附金控除を受けるすべての寄附金(ワンストップ特例制度の対象として申請を行ったふるさと納税分も含む)を必ず記載してください。
- (3) 当初の税額通知後、当初の通知で申告特例控除が適用されていたとしても、市民税・県民税申告書または確定申告書を提出した場合、その分の控除はなかったものとみなされるため、申告書に、寄附金控除を受けるすべての寄附金(ワンストップ特例制度の対象として申請を行ったふるさと納税分も含む)を必ず記載してください。

2 法人の市民税

法人市民税は、市内に事務所や事業所がある法人に対して、個人の市民税と同様に均等割と、法人の所得に応じて課される法人税額をもとに課する法人税割を合算して算出します。課税のしくみは次のようになります。

なお、横浜市では、市域の緑の減少に歯止めをかけ、緑豊かなまち横浜を次世代に継承するために「横浜みどりアップ計画」の新規・拡充施策に取り組んでおり、そのための財源の一部として平成21年度から「横浜みどり税」を実施しています。

法人市民税では、法人市民税均等割に標準税率の9%相当額を上乗せする形で、ご負担をお願いしています(横浜みどり税について⇒25 ページ)。

1 納税義務者

法人市民税の納税義務者及び均等割と法人税割を負担する関係は次のようになります。

納税義務者	均等割額	法人税割額
市内に事務所や事業所がある法人	課税	課税
市内に事務所や事業所はないが、寮、保養所等がある法人	課税	非課税
市内に事務所や事業所がある法人課税信託の受託者	非課税	課税

法人には人格のない社団等(収益事業を行うもの)を含みます。

2 均等割

均等割は資本金等の額と従業者数により次のとおり判定します。

平成21年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度分の均等割に対しては、横浜みどり税として均等割額の標準税率(年額)に9%相当額が上乗せになります。

なお、平成26年4月1日以後に開始する事業年度からは、法人税割が課税されない法人を含むすべての法人に、横浜みどり税をご負担いただいています。

資本金等の額による法人等の区分	均等割額(年額)			
	★横浜みどり税を含む税率		標準税率	
	従業者数50人超	従業者数50人以下	従業者数50人超	従業者数50人以下
資本金等の額がないものとみなされる法人※	54,500円	54,500円	50,000円	50,000円
1千万円以下の法人	130,800円	54,500円	120,000円	50,000円
1千万円を超え1億円以下の法人	163,500円	141,700円	150,000円	130,000円
1億円を超え10億円以下の法人	436,000円	174,400円	400,000円	160,000円
10億円を超え50億円以下の法人	1,907,500円	446,900円	1,750,000円	410,000円
50億円を超える法人	3,270,000円		3,000,000円	

●市内の複数の区に事務所等がある場合…(各区内の)従業者数に応じ区ごとに判定した均等割額を合算

●同一区内に複数の事務所等がある場合…従業者数を合算して均等割額を判定

※1 公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することのできないもの以外のもの(独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)

※2 人格のない社団等

※3 一般社団法人(非営利型法人を除く。)及び一般財団法人(非営利型法人を除く。)

※4 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの

3 法人税割

法人税割額は、

【課税標準 × 税率 - 税額控除】

によって求めます。

課税標準は、法人税額から控除額等を加減算した額となります。税率は右図のとおりです(令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用される税率です。それ以前に開始する事業年度は適用される税率が異なります。)

法人の資本金の額又は出資金の額	税率
10億円以上の法人 又は法人課税信託の受託者	8.4%
5億円以上10億円未満の法人	7.2%
5億円未満の法人	6.0%

横浜市と他の市町村に事務所等を設けている法人は、市町村ごとの従業者数であん分した【分割課税標準】を算出し、これを基に法人税割額を計算し納めることになります。

分割課税標準は、 $(\text{課税標準} \div \text{全従業者数}) \times \text{横浜市分の従業者数}$ によって求めます。

4 申告と納付

各々の法人が定める事業年度終了後2か月以内に法人が自ら税額を計算し、申告してその税額を納めます。

- 申告書・設立開設届等提出先：財政局法人課税課法人市民税担当
- 収 納 業 務：主たる事務所の所在する区の区役所
- 法人市民税の納税証明の発行：主たる事務所の所在する区の区役所、行政サービスコーナー

☆ 法人市民税申告書・納付書等をダウンロードすることができます！

一部を除く申告書の様式・手引きについては、ウェブページからダウンロードできます。

横浜市 法人市民税

☆ 法人市民税の申告・納税はインターネットでもできます！

eLTAX

eLTAXを利用して、法人市民税の「申告書」等について電子申告での受付を行っています。

詳しい申告の方法は、eLTAXウェブページをご覧ください。

また、法人市民税は地方税共通納税システムもご利用いただけます。複数の地方公共団体へ一括して電子納税が可能ですので、ぜひご利用ください。

※ 電子申告での申告書の「提出先」は「主たる事務所のある区」を選択してください。

例：「主たる事務所のある区」が中区の場合は、「(中区分)横浜市法人課税課」を選択してください。

法人市民税の超過課税は快適なまちづくりに役立っています！

<均等割(横浜みどり税)>

本市では、平成21年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度分の均等割に対しては、横浜みどり税として年間均等割額の9%相当額を上乗せした額を納めていただいております。

市域の緑の減少に歯止めをかけ、緑豊かなまち横浜を次世代に継承することを目的とした横浜みどりアップ計画の推進のための重要な財源の一部として活用しています(横浜みどり税の詳細については、次ページをご覧ください。)

◆令和5年度均等割超過課税分の実収見込額：11億円

<法人税割>

本市では、資本金5億円以上の法人について、標準税率を超えた税率により課税した額を納めていただいております。主要な道路などの都市基盤整備のための貴重な財源として活用しています。

◆令和5年度法人税割超過課税分の実収見込額：59億円

3 横浜みどり税

緑豊かなまち横浜を次世代に継承することは重要な課題です。また、緑は一度失われると取り戻すことが困難です。

横浜市では、緑を守り、つくり、育む取組を進める「横浜みどりアップ計画」の重要な財源の一部として、平成21年度から市民の皆様にご負担いただいています。

また、横浜みどり税のほか、緑地や農地の維持管理負担の軽減を図り、市街地等の緑化誘導や農地の維持保全を図ることを目的として、固定資産税等の軽減措置を設けています。26ページを併せてご覧ください。

なお、森林環境税(国税)と水源環境保全税(県税)については27ページをご覧ください。

1 課税方式と税率、実施期間

横浜みどり税は、緑の保全・創造による受益が市民である個人・法人に広く及んでいることから、その費用を広く負担していただく趣旨で、市民税均等割の超過課税という課税方式を採用しています。

●個人

個人市民税の均等割に年間900円を上乗せ(令和5年度分まで)

●法人

法人市民税の年間均等割額の9%相当額を上乗せ
(令和6年3月31日までの間に開始する事業年度まで)

【参考】法人市民税に係る横浜みどり税相当額

資本金等の額による法人の区分	横浜みどり税相当額	
	従業者数50人超	従業者数50人以下
資本金等の額がないものとみなされる法人※	4,500円	4,500円
1千万円以下の法人	10,800円	4,500円
1千万円を超え1億円以下の法人	13,500円	11,700円
1億円を超え10億円以下の法人	36,000円	14,400円
10億円を超え50億円以下の法人	157,500円	36,900円
50億円を超える法人	270,000円	

※ 23ページ「2 法人の市民税 2 均等割※1~4」参照

2 税収規模と基金への積み立て

●税収規模

約29億円(内訳:個人約18億円、法人約11億円) ※令和5年度当初予算ベース

●基金への積み立て

横浜みどり税の税収相当額は、緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るための「横浜市みどり基金」に積み立てます。

3 横浜みどり税の使いみち

- ① 樹林地・農地の確実な担保
- ② 身近な緑化の推進
- ③ 維持管理の充実によるみどりの質の向上
- ④ ボランティアなど市民参画の促進につながる事業

「横浜みどりアップ計画 [2019-2023]」
については、横浜市ウェブページを
ご覧ください。



横浜みどりアップ計画

検索

横浜みどり税についての問合せ先

個人市民税: 各区役所税務課市民税担当 (40ページ)

または財政局税務課 (TEL:045-671-2253 FAX:045-641-2775)

法人市民税: 財政局法人課税課法人市民税担当 (TEL:045-671-4481 FAX:045-210-0481)

4 基準以上の緑化に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置のご案内

横浜みどり税条例の施行（平成21年4月1日）に伴い、500㎡以上の建築物敷地で、一定基準以上の緑化を行い、その緑地を横浜市と10年間保全する契約を締結すると、建築物の敷地に対する固定資産税・都市計画税が軽減される制度です。

※ 契約締結可能期間は現行の条例で令和5年12月末までです。

(1) 条件

- 建築確認の敷地面積が500㎡以上の建築物敷地であること（集合住宅や企業も対象となります。）
- 敷地面積に占める緑化面積の部分が、基準となる緑化率に加え、さらに5%以上緑化されている、緑化認定証の交付を受けた敷地であること
- 令和5年12月31日までの間に、緑化部分を10年間保全する契約を本市と締結すること

(2) 軽減内容

基準を超えて緑化している部分（上乘せ緑化部分）の税額の4分の1が軽減されます。

【相談窓口・問合せ先】

窓口での相談は、事前にご予約くださいますようお願いいたします。

横浜市 環境創造局 みどりアップ推進課 電話：045-671-3447 FAX：045-224-6627

5 指定された農業用施設用地に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置のご案内

横浜みどり税条例の施行（平成21年4月1日）に伴い、農地の保全を図るため、一定の条件を満たす場合、農家の住宅敷地内等にある農業用施設用地に対する固定資産税・都市計画税が10年間軽減されます。令和5年12月31日までに、当該農業用施設を10年間継続して使用する契約等を横浜市と締結していただく必要があります。

(1) 対象

農家の住宅敷地内等にある農業用施設用地

(2) 条件

市街化調整区域内農地（農地転用許可済みの土地を除く）及び生産緑地を1000㎡以上耕作している農家が、農業用施設を自らの農業用として10年間継続して使用する契約を横浜市と締結し、かつ当該施設の用地を特定農業用施設用地として横浜市が指定すること

(3) 軽減内容

一般の農業用施設用地の税額との差額相当分

宅地課税から敷地外にある一般の農業用施設用地並みの課税となります。

【問合せ先】

横浜市 環境創造局 農政推進課 電話：045-671-2630 FAX：045-664-4425

6 森林環境税(国税)・水源環境保全税(県税)について

森林環境税 (国税)

森林環境税は、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保するために、平成31年度税制改正により創設された国税で、令和6年度から課税されます。

【参考】森林環境税の概要

趣旨 (目的)	わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保するため
課税手法・税率	年間1,000円を個人住民税と併せて賦課徴収
課税期間	令和6年度から
市町村への譲与	国が令和元年度から一定の基準で譲与 (令和6年度までは、地方公共団体金融機構の準備金を活用) ※本市へは「森林環境譲与税」として譲与
使いみち	間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

都市部の主な使いみちは、その整備事業で生み出された国産木材を、消費地として購入・利用することであり、横浜みどり税とは目的と使いみちが異なります。

横浜市では、学校施設や、公園等の市民利用施設の建築・改修等の際に国産木材を活用する際の財源として、森林環境譲与税を活用しています。

水源環境保全税 (県税)

水源環境保全税は、神奈川県が水源環境の保全・再生に継続的に取り組むために、平成19年度に創設した個人県民税の超過課税です。

【参考】水源環境保全税の概要

趣旨 (目的)	将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保を目的として、水源環境の保全及び再生に資する事業の充実を図るため
課税手法・税率	個人県民税均等割に年額300円、所得割に0.025%上乗せ
課税期間	令和8年度まで
横浜市への交付	横浜市には交付されていない
使いみち	・森林の保全・再生 ・地下水の保全・再生 ・県外上流域対策の推進 ・水源環境保全・再生を推進する仕組み ・河川の保全・再生 ・水源環境への負荷軽減

水源環境保全税を活用した事業は、主として神奈川県西部の水源保全地域で行われ、横浜市域では実施していませんが、横浜市民を含め県東部の県民が利用する良質な水の確保につながっています。また、横浜みどり税と神奈川県の水源地環境保全税とは、目的が異なります。

詳しくは、ウェブページをご覧ください。

●森林環境税(国税) https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/04000067.html

●水源環境保全税(県税) <https://www.pref.kanagawa.jp/zei/kenzei/a001/b001/002.html>

4 固定資産税・都市計画税

1 固定資産税

固定資産税は、土地・家屋(住宅、店舗、工場、事務所等)・償却資産(事業のために用いている構築物・機械等)を対象として、毎年1月1日(賦課期日)現在に所有する方に、その価格に応じて納めていただく税金です。

●主な内容

納税義務者	原則：毎年1月1日(賦課期日)現在の所有者で具体的には次のとおりです。 ◆土地・家屋：登記簿又は土地(補充)課税台帳若しくは家屋(補充)課税台帳に所有者として登記又は登録されている方 ◆償却資産：償却資産課税台帳に所有者として登録されている方
課税対象	土地・家屋・償却資産(会社や個人が事業のために用いている構築物、機械、工具、器具、備品等の固定資産) (主な償却資産の例)駐車場の舗装路面、駐車装置(ターンテーブル、機械部分)、屋外給排水設備、緑化施設、受変電設備、外灯、フォークリフト等の大型特殊自動車、応接セット、ロッカー、金庫、パソコン、看板、ネオンサイン、レジスター、ルームエアコン、冷蔵庫、厨房設備等
課税標準額	固定資産税を計算するための基礎となる価格です。
税率	1.4%
税額の計算方法	税額＝課税標準額×税率(1.4%) 課税標準額の求め方については、29～31ページ参照
免税点	同一区内で同一の人が所有する固定資産に係る固定資産税の課税標準額の合計が、次に掲げる額未満の場合には、固定資産税が課税されません。 土地：30万円、家屋：20万円、償却資産：150万円
納期	第1期：4月 第2期：7月 第3期：12月 第4期：翌年2月

2 都市計画税

都市計画税は、街路・公園整備事業等の都市計画施設の建設・整備などの都市計画事業等の費用に充てるため、都市計画法による市街化区域(令和5年2月現在で横浜市の市域の約77%)内に所在する土地及び家屋を対象として、毎年1月1日(賦課期日)現在に所有する方に、土地及び家屋の価格に応じて、固定資産税とあわせて納めていただく税金です。

◆税額の計算方法 $\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率}(0.3\%)$
(課税標準額の求め方については、29～31ページ参照)

●都市計画税の収入と 使いみちは…

横浜市においては、街路・公園整備事業や土地区画整理事業等の事業費約1,030億円に対し、都市計画税収約629億円を充当しています(令和5年度予算)。

3 令和5年度の価格について

土地・家屋の価格は、3年ごとに見直すこととされ、これを「評価替え」といい、最近では令和3年度に行いました。評価替え年度の翌年度及び翌々年度は、原則として価格が据え置かれます。

本年度(令和5年度)は、評価替え年度の翌々年度であるため、原則として価格が据え置かれます。ただし、次のような場合には、例外的に価格の見直しを行います。

- | |
|--|
| <p>【土地】・分筆、合筆、地目の変換などによって、土地の区画形質が変化した土地
・生産緑地に指定された農地又は市街化区域に編入された農地
・著しい地価の下落が認められた土地(宅地)</p> <p>【家屋】・増改築又は一部取壊しのあった家屋
※ 令和4年1月2日から令和5年1月1日までに新築された家屋については、令和5年度の価格が新規に登録されます。</p> |
|--|

償却資産の価格は、毎年1月1日現在の状況を1月31日までに申告していただき、それに基づいて、毎年度算出しています。

4 縦覧制度について

固定資産税(土地・家屋)には、縦覧という制度があります。縦覧とは、縦覧帳簿をご覧いただくことにより、納税者が自己の所有する資産の価格と区内にある他の資産の価格とを比較し、ご本人の資産に対する評価が適正かどうかを確認できる制度です(無料)。

- 【実施期間】 4月1日から第1期納期限まで(土・日・祝日は除く)
(令和5年度は、4月3日から5月1日まで実施しました。)
- 【場所】 資産の所在する区の区役所税務課の窓口
- 【縦覧できる方】 固定資産税(土地・家屋)の納税者又はその代理人
- 【必要書類】 窓口に来られた方の官公署発行の顔写真付き本人確認書類
例：マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど
※ 顔写真付きでない場合は、2種類必要です(納税通知書と健康保険証など)。
※ 代理人の場合は、委任状など代理人であることを確認するための書類が必要です。
※ 法人の場合は、代表者印又は代表者印が押印された委任状が必要です。

ご本人の資産について、価格等の確認をされたい場合は課税台帳の閲覧制度をご利用ください(無料)。資産の所在する区の区役所税務課の窓口(償却資産については償却資産センター)までお越しください。閲覧の際はご本人確認をさせていただきます(土・日・祝日を除く8時45分から17時00分まで)。

5 土地についての特例

(1) 住宅用地の課税標準の特例

固定資産税・都市計画税の課税標準は、地方税法の規定により原則として価格を課税標準額としますが、住宅用地については、価格に特例率を乗じた額を課税標準額としています(本則課税標準額といいます。)

●宅地の区分と課税標準の特例(※ アパート、マンション等の敷地は、「戸数×200㎡以下の部分」が小規模住宅用地となります。)

区分		土地の利用状況と面積区分		本則課税標準額	
				固定資産税	都市計画税
住宅用地	小規模住宅用地	住宅、アパート等の敷地	200㎡以下の部分	(特例率) 価格×1/6	(特例率) 価格×1/3
	一般住宅用地	(家屋の床面積の10倍まで)	200㎡を超える部分	(特例率) 価格×1/3	(特例率) 価格×2/3
非住宅用地		店舗、工場等の住宅以外の敷地や空地		住宅用地の特例適用なし (価格=本則課税標準額)	

この住宅用地の課税標準の特例は、200㎡以下の部分の小規模住宅用地と、200㎡を超える部分の一般住宅用地とに区分されて適用されます。

(2) 市街化区域農地の課税標準の特例

市街化区域にある農地は、本来、宅地並みの価格を基に課税することとされていますが、住宅用地の税負担との関係や市街化に伴う税負担の増加を緩和するために次のような特例があり、税負担が軽減されています。具体的には、価格に次の特例率を乗じて本則課税標準額を求めます。

- 固定資産税：本則課税標準額＝価格×1/3
- 都市計画税：本則課税標準額＝価格×2/3

- ※ 農地は課税上、市街化区域農地と一般農地に区分されます。
- ・ 市街化区域農地は市街化区域内の農地で、生産緑地地区や特定生産緑地の指定を受けた農地を除いた農地です。
 - ・ 一般農地は、主に市街化調整区域や生産緑地地区内の農地です(ただし、農地法に基づく転用の許可を受けた農地は除かれます。)

6 土地（宅地）の税額計算は次のように行います

土地(宅地)の利用状況により、住宅用地と非住宅用地に区分して税額計算を行います。

税額は、原則として本年度の価格(住宅用地の場合は、特例率を乗じた本則課税標準額)を課税標準額とし、これに税率を乗じて算出します。

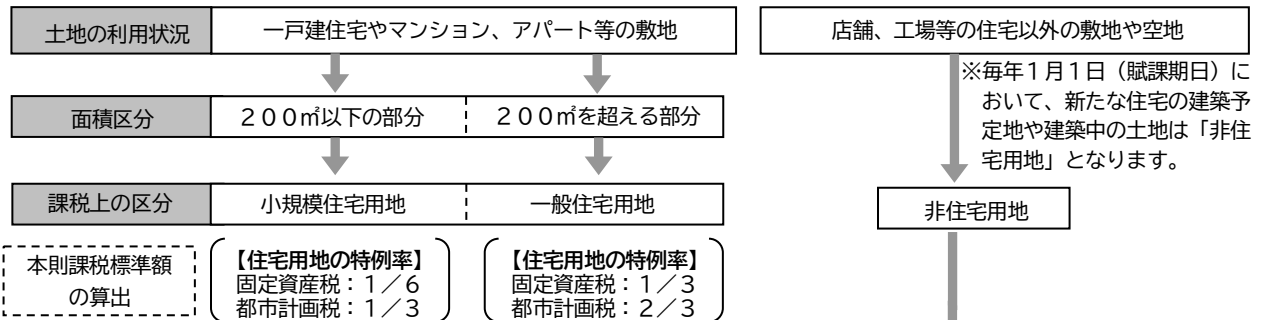
ただし、前年度の課税標準額が本年度の価格(本則課税標準額)に達していない場合には、負担水準に応じて前年度の課税標準額を増額(又は据置き)し、これを本年度の課税標準額とします(土地の評価額が上昇した場合等にそのまま税額が上がると負担感が大きくなることから、毎年徐々に価格(本則課税標準額)に基づく税負担に近づける措置で、負担調整措置といえます。)

(1) 用語の説明

価格（評価額）	宅地の価格は、「固定資産評価基準」に基づき、地価公示価格等の7割を目途として評定します。この価格は、3年ごとに見直すこととされています（評価替え）。次回の評価替えは、令和6年度に行います。
本則課税標準額	住宅用地の場合には、価格に特例率を乗じた額が本則課税標準額となります（以下「①宅地の区分の判定」を参照）。
負担水準	本年度の価格（本則課税標準額）に対し、前年度の課税標準額がどの程度まで達しているのか、割合を示したものです（以下「②負担水準の算出」を参照）。
課税標準額	実際の税額計算の基礎となる額で、負担水準に応じて求めます（以下「③課税標準額の算出」を参照）。この課税標準額に税率を乗じて税額を算出します。

(2) 宅地の税額の計算方法

① 宅地の区分の判定 ※マンションやアパート等の場合は、「戸数×200㎡以下の部分」が小規模住宅用地となります。



② 負担水準の算出

令和5年度負担水準	=	$\frac{\text{令和4年度課税標準額}}{\text{令和5年度本則課税標準額}}$
令和5年度負担水準	=	$\frac{\text{令和4年度課税標準額}}{\text{令和5年度価格}}$

③ 課税標準額の算出 ※負担水準に応じて、令和5年度課税標準額を算出します。

負担水準100%以上 … 令和5年度本則課税標準額に引下げ	負担水準60%未満	負担水準60~70%	負担水準70%超
負担水準100%未満 … 令和4年度課税標準額 + (令和5年度本則課税標準額×5%) ^{注1}	令和4年度課税標準額 + (令和5年度価格×5%) ^{注2} ^{注3}	令和4年度課税標準額に据置き	令和5年度価格の70%に引下げ

注1：この算式で求めた額が本則課税標準額を上回る場合は本則課税標準額となり、20%を下回る場合は本則課税標準額の20%相当額となります。

注2：令和4年度は、特例措置により2.5%とされていましたが、令和5年度は、本来の5%で課税標準額を算出します。

注3：この算式で求めた額が価格の60%を上回る場合は価格の60%となり、20%を下回る場合は価格の20%相当額となります。

④ 税額の算出

令和5年度税額 = 令和5年度課税標準額（価格とは異なります。） × 税率	固定資産税 1.4% 都市計画税 0.3%
---------------------------------------	--------------------------

7 家屋の税額計算は次のように行います

(1) 価格（評価額）の求め方

新築家屋は、実地調査により屋根・内壁等家屋に使われた資材や設備を把握し、「固定資産評価基準」に定められた単価を当てはめて、経過年数に応じた減点補正率を適用し、価格を算出します。

既存家屋の価格は、建築物価の動向等を考慮して3年ごとに見直し(評価替え)を行います。見直した価格が前年度の価格よりも高くなった場合は、前年度の価格に据え置かれます。

(2) 税額の算出

原則として価格が課税標準額になりますので、課税標準額に税率を乗じて税額を算出します。

$$\text{令和5年度税額} = \text{令和5年度価格（課税標準額）} \times \text{税率} \left(\begin{array}{l} \text{固定資産税 } 1.4\% \\ \text{都市計画税 } 0.3\% \end{array} \right)$$

(3) 減額制度

● 新築された住宅に関する減額制度

次の要件を満たしている新築住宅については、新築後一定期間、家屋に係る固定資産税が2分の1減額されます。また、①認定長期優良住宅及び②認定低炭素住宅等は、あわせて都市計画税も同様に2分の1減額されます(都市計画税の減額は、より高い省エネ住宅の普及促進を図るため、横浜市独自の制度として行っているもので、申告が必要です。)

《要件》 ・居住部分の割合…全体の床面積の1/2以上

・居住部分の床面積…50㎡(一戸建以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下

《内容》 ・2分の1を減額(120㎡分まで)

区 分	減額対象		減額期間		申 告
	固 定 資 産 税	都 市 計 画 税	3階建以上の 準耐火構造等住宅	左記以外	
① 認定長期優良住宅	○	○	7年	5年	要
② 認定低炭素住宅等	○	○	5年	3年	要
③ 一般の新築住宅(①②以外)	○	×	5年	3年	不要

認定長期優良住宅とは、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である「長期優良住宅」について、その建築及び維持保全に関する計画を作成し、所管行政庁である横浜市の認定を受けた住宅です。

認定低炭素住宅等とは、一定の省エネ基準に適合している住宅のことで、具体的には「認定低炭素住宅」、「ZEH水準省エネ住宅」又は「建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合する住宅」が該当します。

認定長期優良住宅または認定低炭素住宅等に該当し、減額の適用を受けようとする方は、新築した翌年の1月31日までに必要書類を添えて、区役所税務課家屋担当へ申告書を提出する必要があります。

● 改修工事を行った住宅に関する減額制度

改修工事区分	減額する割合		減額面積の上限	貸家 部分	減額 期間	対象となる建物
	固 定 資 産 税	都 市 計 画 税				
④ 耐震	1/2	1/2	120㎡	○	翌年度 のみ	昭和57年1月1日以前から所在
⑤ バリアフリー	1/3	×	100㎡	×		新築から10年以上経過した家屋
⑥ 省エネ	1/3	1/3	120㎡	×		平成26年4月1日以前から所在

※ ④～⑥は、工事完了から3か月以内に区役所税務課家屋担当へ申告が必要です。

※ ⑤⑥は、工事完了後の住宅部分の床面積が50㎡以上280㎡以下である必要があります。

上記に掲載されていない要件もありますので、詳細は、横浜市のウェブページをご覧ください。

横浜 家屋 減額

検索



8 償却資産の評価について

地方税法第 383 条により、償却資産の所有者は毎年 1 月 1 日(賦課期日)現在における償却資産の所有状況を 1 月 31 日までに申告することとなっています。償却資産の価格(評価額)は取得時期、取得価額及び耐用年数に応ずる減価残存率を基本にして計算します。

- ① 前年中に取得した償却資産の評価
評価額 = 取得価額 × 前年中取得のものの減価残存率
- ② 前年前に取得した償却資産の評価
評価額 = 前年度評価額 × 前年前取得のものの減価残存率



☆償却資産申告書及び種類別明細書は横浜市ウェブページからダウンロードできます。

横浜 償却資産申告書等

検索

☆償却資産のすべての課税事務は「横浜市償却資産センター」(41 ページ参照)で行っています。



☆償却資産の申告は eLTAX を活用し、インターネットでもできます。

eLTAX

検索

9 固定資産税・都市計画税についてのお知らせ

(1) 土地・家屋の所有者が亡くなられた場合

- 相続登記(令和6年4月1日から相続登記が義務化されます)
土地・家屋の名義変更には管轄する法務局(登記所)で相続登記(相続による所有権移転登記)をする必要があります。相続登記については横浜地方法務局のウェブページをご覧ください。



横浜 相続登記

検索

- 現所有者申告
次の 1 月 1 日(賦課期日)までに相続登記ができない場合、土地・家屋を現に所有している方(相続人など)は、氏名・住所等必要な事項を資産の所在する区の区役所税務課へ申告していただく必要があります。詳細は、横浜市のウェブページをご覧ください。



横浜 現所有者申告制度

検索

(2) 土地・家屋の固定資産税に関する変更届出について

次に該当する方は、納税通知書に同封の「固定資産税に関する変更届出《お願い》」をご覧ください。横浜市電子申請・届出システム等で届出をしてください。

- ・ 納税通知書に記載のお届け先のご住所やお名前に変更や修正のある方
- ・ 納税通知書に記載された土地の利用状況を変更した(又はその予定がある)方
- ・ 家屋の新築・増改築・取壊しを行った(又はその予定がある)方

※ 登記の変更手続きをされた方は届出をしていただく必要はありません。

(3) 減免制度について

火災、震災、風水害等の災害により、土地・家屋に一定の損害を受けた場合は、税負担を軽減する制度が横浜市市税条例で定められています。詳細は資産の所在する区の区役所税務課にお問い合わせください。

10 審査の申出について

納税者は、固定資産の「価格」に不服があるときは、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日(令和5年4月1日)以降、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内(公示した日以後に価格決定又は修正があった場合は決定又は修正の通知を受けた日から3か月以内)に、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

固定資産評価審査委員会は、市民、市税の納税義務者又は学識経験者の中から議会の同意を得て市長が選任した委員で組織され、固定資産課税台帳に登録された価格についての不服を審査します。

5 軽自動車税（種別割・環境性能割）

1 軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という）を所有する方にかかる税で、納期は5月1日から同月末日までとなっています。税率は軽自動車等の種別、用途、総排気量、定格出力その他の諸元の区分に応じ、1台当たりの年税額が決められています（自動車税（種別割）と異なり、税額の月割りはありません。）。

(1) 手続き

軽自動車等の所有者又は使用者は、軽自動車等を取得・廃車・譲渡・盗難・転居・改造等した場合は、申告期限までに申告が必要となります。

- ※ 盗難の場合は、警察署に届け出た後、速やかにお住まいの区役所に申告を行ってください。
- ※ 所有者・使用者が法人の場合、支社等を所有者・使用者とする登録はできません。必ず本社の名称・所在地・代表者氏名を記載していただき、車両を使用する支社等の所在地は「主たる定置場」欄に記載してください。

<軽自動車税（種別割）の申告期限>

申告事由	申告期限
標識の交付や申告事項の変更（購入、名義変更（譲受け）、転入等）	15日以内（事由発生日から）
標識の返還（廃車、名義変更（譲渡し）、転出等）	30日以内（事由発生日から）

<車両の種類と手続き先>

125cc超のバイクや3輪・4輪の軽自動車をお持ちの方で、県外への引っ越し等により、車両の名義や住所変更の手続きを県外の窓口で行った場合は、本市に税止めの申告（連絡）が必要となります。申告（連絡）をいただかないと、所有していない（譲渡した）のに納税通知書が届くなどの事象が起こる場合があります。

税止めの手続きは、旧住所地（旧定置場）の区役所市民税担当にお問い合わせください。

車両の種類	ナンバープレートの交付・返還・申告事項の変更	軽自動車税（種別割）の申告
原動機付自転車 小型特殊自動車 (注1)	住所地（定置場）の区役所市民税担当（40ページ参照）	
2輪の軽自動車 2輪の小型自動車	関東運輸局 神奈川運輸支局 〒224-0053 横浜市都筑区池辺町 3540 TEL 050-5540-2035	
3輪、4輪の軽自動車 (注2)	軽自動車検査協会 神奈川事務所 〒224-0054 横浜市都筑区佐江戸町 770-1 TEL 050-3816-3118	(一社)全国軽自動車協会連合会 神奈川事務所 横浜支所 〒224-0054 横浜市都筑区佐江戸町 770-4 TEL 045-929-6888

(注1) 原動機付自転車・小型特殊自動車の手続きについて

- ※ 申告の際には、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）をお持ちください。
- ※ 改造の場合は、軽自動車税（種別割）申告書のほか、改造申立書（改造内容が分かる資料）と改造内容が確認できる資料の提出が必要です。

(注2) 軽自動車 OSS について

令和5年1月から、新車購入時の軽自動車保有関係手続きがパソコンからインターネットでいつでも可能になりました。なお、対象となる車種は3輪及び4輪の軽自動車のみです。

原動機付自転車、小型特殊自動車、2輪の軽自動車及び2輪の小型自動車は対象外となりますのでご注意ください。

詳細はこちら➡



(2) 税率

<原動機付自転車、小型特殊自動車、2輪の軽自動車等>

車種区分		標識	税率（年税額）
原動機付自転車	排気量 50cc 以下、 定格出力 0.6kw 以下	ミニカー（排気量 20cc 超～50cc 以下、 定格出力 0.25kw 超～0.6kw 以下）	水色 3,700 円
		上記以外のもの	白色 2,000 円
	排気量 50cc 超～90cc 以下、定格出力 0.6kw 超～0.8kw 以下		黄色 2,000 円
	排気量 90cc 超～125cc 以下、定格出力 0.8kw 超～1.0kw 以下		桃色 2,400 円
軽自動車	2輪（排気量 125cc 超～250cc 以下、定格出力 1.0kw 超）		－ 3,600 円
	専ら雪上を走行するもの		－ 3,600 円
小型特殊自動車 （注2）	農 耕 作 業 用（最高速度 35 km/h 未満）		緑色 2,400 円
	そ の 他（最高速度 15 km/h 以下）		緑色 5,900 円
2輪の小型自動車（250 ccを超えるもの）		－	6,000 円

（注2）フォークリフト等の小型特殊自動車で公道を走らない車両についても軽自動車税（種別割）が課税されますので、軽自動車税（種別割）の申告を行い、標識の交付を受ける必要があります。

<3輪・4輪の軽自動車>

車種区分 （いずれも排気量 660cc 以下）	税率（年税額）							
	平成 27 年 3 月 31 日以前に最 初の新規検査 を受けた車両	平成 27 年 4 月 1 日以後に最 初の新規検査 を受けた車両	最初の新規検査から 13 年を 経過した車両	グリーン化特例				
	（ア）	（イ）		（ウ）	電気・天然ガス 軽自動車 （工）	ガソリン・ハイブリッド軽自動車 （揮発油を内燃機関の燃料とする もので、乗用かつ営業用に限る） （オ）	（カ）	
軽3輪	3,100 円	3,900 円	4,600 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円		
軽4輪	乗 用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円	2,700 円	－	－
	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円	1,000 円	－	－
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円	1,300 円	－	－

※ 新規検査とは新車として最初に新規検査を受けた年月のことです。

※ （イ）について、新規検査を令和4年4月1日から令和5年3月31日までに受けた車両の場合、燃費性能に応じて、グリーン化特例（工）（オ）（カ）のいずれかが適用される場合があります。

※ （ウ）について、対象車両になる場合は、適用年度が同封の「令和5年度軽自動車税（種別割）納税通知書兼領収証書」のお知らせ欄に記載されています。

<グリーン化特例>

最初の新規検査が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの3輪及び4輪の軽自動車で、次の基準を満たす車両について、令和5年度分の軽自動車税（種別割）に限り、グリーン化特例（軽課税率）を適用します。

（工） 天然ガス軽自動車は、平成 30 年排出ガス規制に適合するもの又は平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物を低減する車両に限ります。

（オ） 令和 12 年度燃費基準 90%以上達成し、かつ、令和 2 年度燃費基準値達成

（カ） 令和 12 年度燃費基準 70%以上達成し、かつ、令和 2 年度燃費基準値達成

※ ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成又は平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成（★★★★）に限ります。

※ 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

(3) 減免

障害者手帳等をお持ちの方（専らその人のために使用する軽自動車等を所有する方を含みます。）には、軽自動車税（種別割）を減免する制度がありますので、納税通知書が届きましたら納期限内に住所地（定置場）の区役所で申請を行ってください。なお、複数車両を所有している場合、減免できるのは原動機付自転車、2輪の軽自動車及び小型自動車、軽自動車及び普通自動車等のうちいずれか1台に限ります。

他にも減免制度があります（構造上身体障害者等のために専ら利用される軽自動車等に対する軽自動車税（種別割）の減免等）。詳しくは住所地（定置場）の区役所にお問い合わせください。

2 軽自動車税（環境性能割）

軽自動車税（環境性能割）は、新車・中古車問わず取得価額が50万円を超える軽自動車（3輪以上の車両）を取得した場合に、その車両を取得した方に課税されます。軽自動車税（環境性能割）は当分の間、都道府県が賦課徴収等を行います。

(1) 手続き

軽自動車を取得（新規取得、売買や譲渡による取得等）した場合は、申告期限までに申告が必要になります。

<環境性能割の申告について>

申告事由	申告期限	提出窓口
新たに車両番号の指定を受ける軽自動車の取得	車両番号の指定を受けるとき	神奈川県自動車会議所 神奈川事業所 〒224-0054 横浜市都筑区佐江戸町 770-4 TEL 045-931-2560
上記以外の自動車検査証の記入を受けらるべき軽自動車の取得	15日以内（事由発生日）	
その他の軽自動車の取得	15日以内（事由発生日）	

(2) 税率

<環境性能割の税率（乗用車・トラック）>

対象となる軽自動車	税率	
	自家用	営業用
電気軽自動車等	非課税	
天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス+NOx10%低減車）		
乗用車 令和5年12月末まで（令和12年度燃費基準75%達成+令和2年燃費基準達成） 令和6年1月以降（令和12年度燃費基準80%達成+令和2年燃費基準達成）		
乗用車 令和5年12月末まで（令和12年度燃費基準60%達成+令和2年燃費基準達成） 令和6年1月以降（令和12年度燃費基準70%達成+令和2年燃費基準達成）	1.0%	0.5%
乗用車 令和5年12月末まで（令和12年度燃費基準55%達成車） 令和6年1月以降（令和12年度燃費基準60%達成+令和2年燃費基準達成）	2.0%	1.0%
上記以外の乗用車		2.0%
2.5t以下のトラック 令和5年12月末まで（平成27年度燃費基準+25%達成車） 令和6年1月以降（令和4年度燃費基準+5%達成車）	非課税	
2.5t以下のトラック 令和5年12月末まで（平成27年度燃費基準+20%達成車） 令和6年1月以降（令和4年度燃費基準達成車）	1.0%	0.5%
2.5t以下のトラック 令和5年12月末まで（平成27年度燃費基準+15%達成車） 令和6年1月以降（令和4年度燃費基準の90%達成車）	2.0%	1.0%
上記以外の2.5t以下のトラック		2.0%

※ ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成30年排出ガス基準+NOx50%低減達成車(★★★★)又は平成17年排出ガス基準+NOx75%低減達成車(★★★★)に限ります。

6 市たばこ税

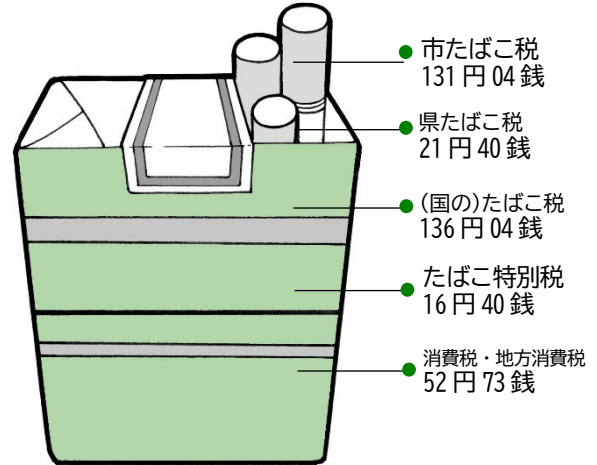
市たばこ税は、たばこの製造者（日本たばこ産業株式会社）、特定販売業者（外国産たばこの輸入を取り扱う者）または卸売販売業者が、市内のたばこ小売販売業者に売り渡した製造たばこに対し、日本たばこ産業株式会社、特定販売業者または卸売販売業者にかかる税金で、毎月の売渡し分を翌月末日までに申告して、納めることになっています。

税率（1,000本あたり）

【製造たばこ】

令和3年10月1日～	6,552円
------------	--------

【たばこ1箱(20本入 580円の場合)】



- 申告書の提出先：財政局法人課税課法人市民税等担当（41ページ参照）
- 収 納 業 務：財政局納税管理課

7 入湯税

市の環境衛生施設、消防施設等の整備及び観光の振興に要する費用に充てるために設けられた目的税です。鉱泉浴場の入湯客に対して、1人1日につき、100円かかります。

これは浴場の経営者等が入湯客から受け取って、翌月まとめて申告し、納めます。

◎入湯税の収入と使いみちは…
 横浜市の令和5年度予算でみますと、入湯税の収入額は、消防施設等の整備並びに観光の振興に充てられています。
 ◆令和5年度入湯税実収見込額 6,300万円

- 申告書の提出先：財政局法人課税課法人市民税等担当（41ページ参照）
- 収 納 業 務：財政局納税管理課

8 事業所税

事業所税は、大都市における都市環境の整備及び改善に要する費用に充てるために設けられた目的税です。横浜市をはじめ、一定規模以上（人口30万人以上）等の都市で課税されます。

区 分	資 産 割	従 業 者 割
納 税 義 務 者	事業所等（事務所、店舗、工場など）において事業を行う法人または個人	
課 税 標 準	事務所・事業所の用に供する事業所用家屋の延床面積	課税標準の算定期間中に事業所等の従業者に支払われた従業者給与総額
税額の算出方法及び税率	1㎡につき600円	従業者給与総額の100分の0.25
免 税 点	市内合計事業所床面積（非課税部分を除く）1,000㎡以下※	市内合計従業者数（非課税に係る者を除く）100人以下※
申 告 場 所	財政局法人課税課事業所税担当（41ページ参照）	
申 告 納 付 期 限	●法人…事業年度終了の日から2か月以内	●個人…翌年の3月15日まで

※ 免税点以下の場合であっても、課税標準の算定期間の末日の現況において、事業所床面積が700㎡超または従業者数が70人超の場合、申告書に必要事項を記載して申告していただきます（納付の必要はありません）。

◎事業所税の収入と使いみちは…

横浜市の令和5年度予算でみますと、事業所税の収入額は、教育施設、地下鉄、河川・水路等の整備事業などに充てられています。

◆令和5年度事業所税実収見込額 約187億円

☆事業所税の申告は

インターネットでもできます！

詳しくは、eLTAXウェブページをご覧ください。

エルタックス

第3章 市税の納付・相談

1 納付・相談

1 市税の納期・納付方法について

市税の納期とは、市税を納付することができる期間のことで、その期間は税目ごとに異なります。詳しくは、巻末の「市税納期カレンダー」をご確認ください。

また、市税を納付することができる場所及び納付方法は次のとおりです。

【場所】

銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫及び農業協同組合等 ゆうちょ銀行(郵便局) コンビニエンスストア等※1

【納付方法】

スマホ決済※2 クレジット納付※2 ペイジー 口座振替 地方税共通納税システム(eLTAX)

※1 取り扱う金融機関やコンビニエンスストア等の情報については、納付書裏面をご覧ください。

※2 アプリやクレジットカードを窓口で提示しての納付はできません。

最新の情報や納付方法の詳細は、本市ウェブページをご覧ください。

横浜市税 納付方法

検索

2 納税にお困りの場合は

事情により納税が困難な場合で、法律等に定められた一定の要件に該当する場合には、一時的に納税が猶予される「徴収猶予」や、滞納処分によって差し押えられた財産の換価が猶予される「換価の猶予」の適用を受けられる場合があります。

また、災害等による被害を受けた場合等には市税の減免を受けられる場合があります。

- 徴収猶予 … 法律等に定められた一定の要件により、市税を一時に納付することができない場合、申請することにより、1年以内の期間に限り、徴収猶予が認められる場合があります。
- 換価の猶予 … 市税を一時に納付することにより、その事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、その市税の納期限から6か月以内に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。
- 市税の減免 … 納付することが困難であると認められるときは、必要に応じて減免を受けられる場合があります。

徴収猶予、換価の猶予、市税の減免を申請する場合はそれぞれ申請書等が必要です。

【問合せ先】

徴収猶予・換価の猶予について	市税の減免について
<ul style="list-style-type: none">・区役所税務課収納担当(40 ページ参照)・財政局納税管理課滞納整理担当(41 ページ参照)	<ul style="list-style-type: none">・区役所税務課各担当(40 ページ参照)・財政局償却資産課償却資産センター(41 ページ参照)

3 市税の滞納

市税を定められた納期限までに納税しないことを『滞納』といい、本市では市税を滞納された方に対して督促状などをお送りしています。それでも納税していただけない場合には、納期限までに納税された方との公平性を確保するため、財産を差し押さえ、取立てや公売を行い、市税に充てることとなります。

2 審査請求

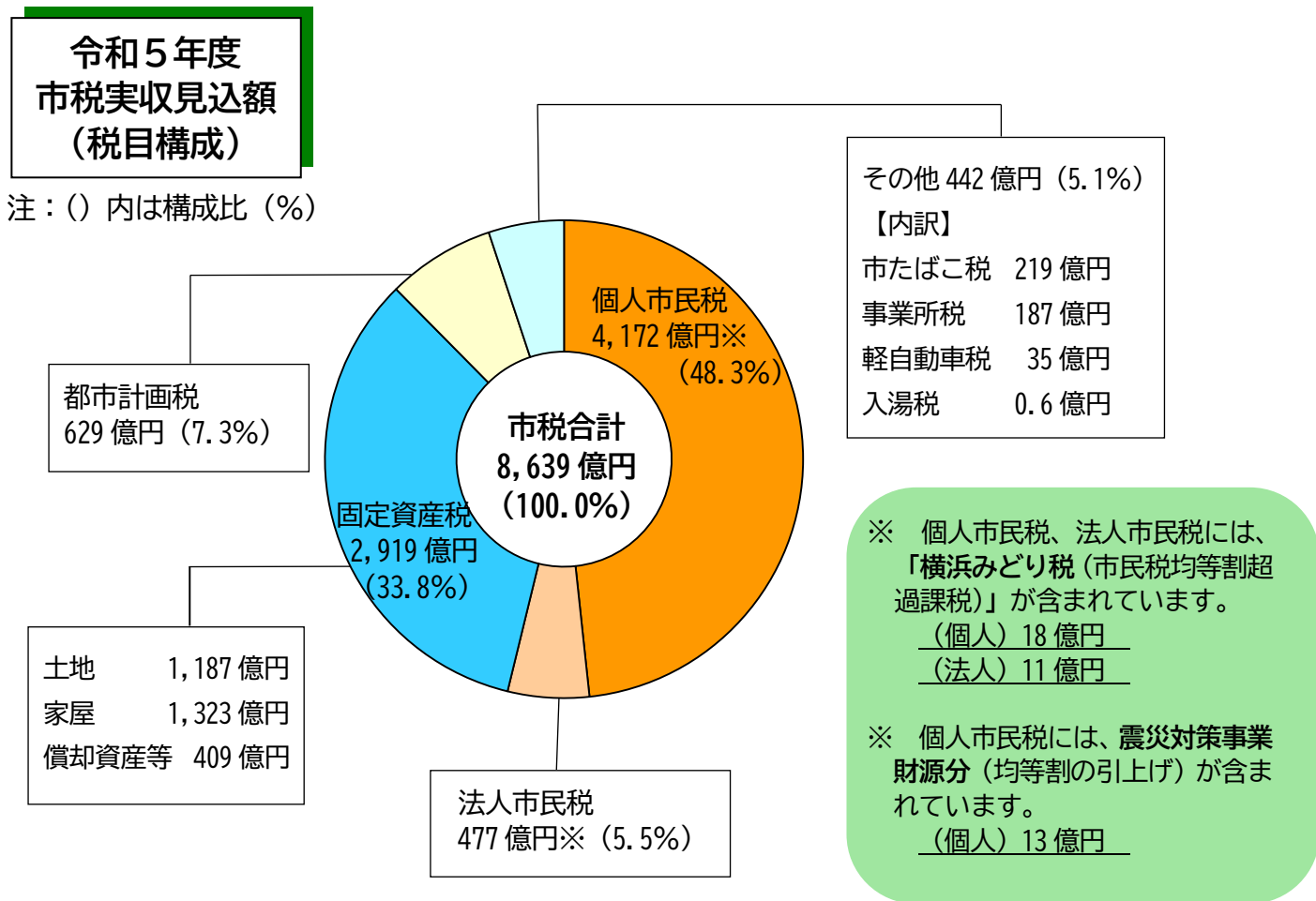
課税処分や差押処分などについて不服があるときは、納税者は市長に対して文書で審査請求をすることができます(審査請求をすることができる期間など、詳細については、それぞれの処分の通知書に記載がありますのでご覧ください。)

また、この審査請求に対する市長の裁決に不服があるときは、裁判所に訴えることもでき、行政機関の誤った処分によって納税者が不利益を受けることのないように、その権利を保護しています。

なお、固定資産課税台帳に登録された「価格」についての不服は、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることとなっており、市長に対して審査請求をすることができませんのでご注意ください(32ページ「10 審査の申出について」参照)。

第4章 市税収入

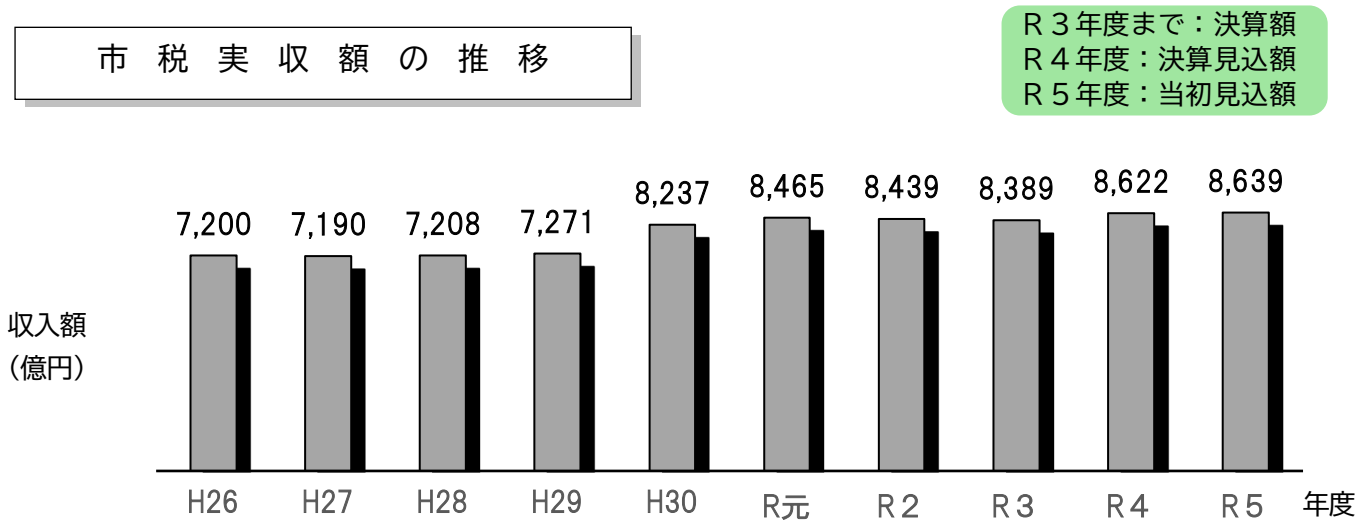
令和5年度における市税収入（当初実収見込額）は、8,639億円としました。



最近の市税収入の動向

令和5年度市税実収見込額（8,639億円）は、令和4年度決算見込額（8,622億円）に比べて、土地の負担調整措置（※）や家屋の新增築に伴う固定資産税の増等により、17億円（0.2%）の増収となります。

※ 評価替えに伴う税負担の上昇幅が大きくなる場合、毎年度の税負担の上昇幅を一定範囲に調整する措置



* H30年度に個人市民税において、県費負担教職員本市移管に伴う税源移譲が行われました。

1 市税の証明

市税の証明とは、住民税や固定資産税など、納めるべき税額や納めた税額、所得額や固定資産の評価額などを証明するものです。主な種類としては、市民税・県民税課税(非課税)証明書、固定資産に関する証明書(評価証明書等)、納税証明書などがあります。

1 請求に必要なもの・請求先

市税の証明が必要な場合は、本人確認書類(法人の場合は代表者印及び社員証等)をお持ちになり、区役所や行政サービスコーナー等で請求してください(市役所本庁舎では証明の交付を行っていません。)。本人に代わって代理人が請求する場合は、本人がすべて記入した委任状等の委任を受けたことが確認できる書類と、代理人自身の本人確認書類をご持参ください。

■本人確認書類の例

マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポート、写真付きの住民基本台帳カード等
(原則、官公署発行の顔写真が貼付けされたものが
必要です。)

税証明がスマートフォンや
パソコンから申請できます！



横浜市 税証明 オンライン申請

検索

2 主な市税の証明の手数料

種類	単位	手数料
市民税・県民税課税(非課税)証明書	1年度につき1件	300円
納税証明書	1年度1税目につき1件	300円
固定資産課税台帳登録事項 証明書(評価証明書等)	土地	1筆
	家屋	台帳1枚
	償却資産	台帳1枚
住宅用家屋証明書(中古住宅)	1件	1,300円

【注意】

- 証明書の提出先によっては、課税証明書などにかえて、納税通知書や特別徴収税額通知書の写しで足りる場合がありますので、あらかじめ提出先にご確認ください。
- 継続検査、名義変更などのための軽自動車税(種別割)納税証明書は無料です。
- 償却資産に関する過年度の証明の一部については、区役所でお取扱いできませんので、詳しくは横浜市償却資産センター(41ページ参照)にお問い合わせください。
- 新築住宅の住宅用家屋証明の交付は、よこはま建築情報センター(電話 045-671-4503)で行います。

3 郵送での証明請求

原則、納税義務者本人からの請求に限り、市税の証明を郵送で請求することができます。次の必要書類を、各区役所税務課へご送付ください。

■必要書類

- 申請書(ウェブページからダウンロードできます。次の URL からご希望の証明のページをご確認ください。)
【 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/shizei-shomei/> 】
- 返信用封筒(切手を貼り、宛先(本人の住所地)を記入してください。)
- 手数料分の定額小為替または普通為替(ゆうちょ銀行・郵便局の貯金窓口で購入し、何も記入しないでください。)

【注意】

- 申請書をダウンロードできない場合は、次の事項を全て記載した任意の申請書を作成してください。
【記載事項】申請者の住所地・氏名・生年月日、横浜市での住所(または物件所在地・所有者)、連絡先電話番号、必要とする証明書の種類、必要年度及び部数、使用目的
- 定額小為替や切手は、金額に過不足のないようお願いします。
- 本人の意思により申請があったことを確認するため、証明書の送付先は、原則本人の住所地となります。
- 申請内容に不明な点等がある場合、個別に連絡させていただく場合があります。
- 申請先(各区役所)の所在地は、40ページをご確認ください。
- 償却資産の証明を請求する場合は、申請書を横浜市償却資産センター(41ページ参照)へ郵送してください。
- 市たばこ税・入湯税の納税証明書については、財政局納税管理課(41ページ参照)へお問い合わせください。

2 区役所税務課窓口

【受付時間】午前 8 時 45 分から午後 5 時まで
(土曜日、日曜日、祝日、休日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く)

課・担当名		仕事の内容
税務課	市民税担当	個人の市民税・県民税、軽自動車税(種別割)などの調査・課税 【担当の証明】市民税・県民税課税(非課税)証明書
	土地担当	土地の固定資産税・都市計画税についての調査・課税 【担当の証明】土地・家屋課税台帳登録事項証明書(評価証明・公課証明等)など
	家屋担当	家屋の固定資産税・都市計画税についての調査・課税
	収納担当	納税相談、滞納市税の整理、公売、納税貯蓄組合に係る事務 【担当の証明】納税証明書 ^(注)

上記の証明については、行政サービスコーナーでも発行事務を行っています。ただし、種類によっては行政サービスコーナーで発行できない場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

(注) 市たばこ税・入湯税の納税及び証明発行に関する事務は、財政局納税管理課(電話:045-671-3719 FAX:045-664-3030)にて行っています。

【各区役所所在地・連絡先(電話番号は最初に「045」をつけてください。】

区役所名	電話番号 (代表)	税務課電話番号				所在地	最寄りの交通機関
		市民税担当	土地担当	家屋担当	収納担当		
鶴見区役所	510-1818	510-1711	510-1727	510-1730	510-1743	〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1	J R 鶴見駅 徒歩9分 京急 京急鶴見駅 徒歩7分
神奈川区役所	411-7171	411-7041	411-7053	411-7054	411-7062	〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8	J R 東神奈川駅 徒歩7分 東急 反町駅 徒歩7分 京急 京急東神奈川駅 徒歩9分
西区役所	320-8484	320-8341	320-8349	320-8354	320-8361	〒220-0051 西区中央1-5-10	京急 戸部駅 徒歩8分 相鉄 平沼橋駅 徒歩10分
中区役所	224-8181	224-8191	224-8201	224-8204	224-8229	〒231-0021 中区日本大通35	J R・地下鉄 関内駅 徒歩7分 みなとみらい線 日本大通り駅 徒歩4分
南区役所	341-1212	341-1157	341-1161	341-1163	341-1169	〒232-0024 南区浦舟町2-33	京 急 黄金町駅 徒歩14分 地下鉄 阪東橋駅 徒歩8分
港南区役所	847-8484	847-8351	847-8360	847-8365	847-8371	〒233-0003 港南区港南4-2-10	地下鉄 港南中央駅 徒歩2分
保土ヶ谷区役所	334-6262	334-6241	334-6250	334-6254	334-6270	〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2-9	相鉄 星川駅 徒歩2分
旭区役所	954-6161	954-6043	954-6047	954-6053	954-6072	〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12	相鉄 鶴ヶ峰駅 徒歩7分
磯子区役所	750-2323	750-2351	750-2361	750-2365	750-2372	〒235-0016 磯子区磯子3-5-1	J R 磯子駅 徒歩5分
金沢区役所	788-7878	788-7744	788-7749	788-7754	788-7764	〒236-0021 金沢区泥亀2-9-1	京急・シーサイドライン 金沢八景駅 徒歩13分 京急 金沢文庫駅 徒歩11分
港北区役所	540-2323	540-2264	540-2277	540-2281	540-2291	〒222-0032 港北区大豆戸町26-1	東急 大倉山駅 徒歩7分
緑区役所	930-2323	930-2261	930-2268	930-2274	930-2283	〒226-0013 緑区寺山町118	J R・地下鉄 中山駅 徒歩5分
青葉区役所	978-2323	978-2241	978-2248	978-2254	978-2275	〒225-0024 青葉区市ヶ尾町31-4	東急 市が尾駅 徒歩8分
都筑区役所	948-2323	948-2261	948-2265	948-2271	948-2285	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32-1	地下鉄 センター南駅 徒歩6分
戸塚区役所	866-8484	866-8351	866-8361	866-8368	866-8381	〒244-0003 戸塚区戸塚町16-17	J R・地下鉄 戸塚駅 徒歩1分
栄区役所	894-8181	894-8350	894-8361	894-8365	894-8375	〒247-0005 栄区桂町303-19	J R 本郷台駅 徒歩10分
泉区役所	800-2323	800-2351	800-2361	800-2365	800-2375	〒245-0024 泉区和泉中央北5-1-1	相鉄 いずみ中央駅 徒歩5分
瀬谷区役所	367-5656	367-5651	367-5661	367-5665	367-5675	〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町190	相鉄 三ツ境駅 徒歩10分

神奈川区、南区、旭区、磯子区、金沢区、緑区、青葉区、都筑区、瀬谷区の区政推進課広報相談係にて、税理士による税務相談を行っています。相談日・時間帯等の詳細については、各区役所にご確認ください(2・3月は実施していません)。

3 法人課税課・償却資産課・納税管理課

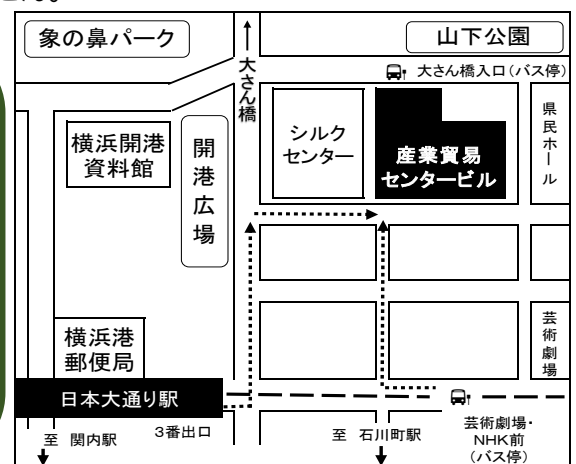
課名	担当名・仕事の内容	郵便番号・問合せ先
法人課税課	■特別徴収センター … <u>市民税・県民税の特別徴収に関すること</u> 【主な受付書類】 給与支払報告書、異動届出書、給与支払者(特別徴収義務者)の所在地・名称変更届出書、特別徴収への切替依頼書など	〒231-8314 ☎ 045-671-4471 FAX:045-210-0480
	■法人市民税等担当 … <u>法人市民税、市たばこ税、入湯税の課税に関すること</u> 【主な受付書類】 法人市民税申告書、法人設立・開設届出書、事業年度・納税地・その他の変更異動届出書、市たばこ税申告書、入湯税申告書など	〒231-8316 ☎ 045-671-4481 FAX:045-210-0481
	■事業所税担当 … <u>事業所税の課税に関すること</u> 【主な受付書類】 事業所税申告書、事業所等明細書、非課税明細書、課税標準の特例明細書、共用部分の計算書、事業所等新設・廃止申告書など	〒231-8312 ☎ 045-671-4491 FAX:045-210-0481
償却資産課	■償却資産センター … <u>償却資産(固定資産税)の課税に関すること</u> 【主な受付書類】 償却資産申告書、種類別明細書など 【発行する証明書】 償却資産課税台帳登録事項証明書、償却資産資産明細書記載事項証明書、固定資産税(償却資産)課税証明書 (償却資産の証明書は区役所でも取り扱っていますが、一部発行できないものもあります。詳しくは償却資産センターにお問い合わせください。)	〒231-8343 ☎ 045-671-4384 FAX:045-663-9347
納税管理課	■納税管理センター	〒231-8313 FAX:045-664-3030
	・口座振替納税に関すること	☎ 045-671-3747
	・市民税・県民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の過誤納金に関すること	☎ 045-671-3751
	・法人市民税、事業所税等の過誤納金等に関すること	☎ 045-671-3755
	・市民税・県民税(特別徴収分)の納入に関すること	☎ 045-671-3096
	・市たばこ税、入湯税の納入及び納税証明に関すること 【発行する証明書】 市たばこ税、入湯税の納税証明書(市たばこ税、入湯税以外の納税証明の発行は、区役所でお取り扱いしています。)	☎ 045-671-3719
■滞納整理担当 市外に所在地のある特別徴収義務者の市民税・県民税(特別徴収分)の平成25年度以降課税分の滞納整理に関すること	☎ 045-671-3764	

■受付時間 午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分(土日祝日及び年末年始(12月29日～翌年 1 月 3 日)を除く)

■注意事項 こちらでは「現金等による納付・納入」は取り扱っていません。
お近くの金融機関で納付・納入してください。

■所在地
横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル5階

■アクセス
 <鉄道>
 ・みなとみらい線日本大通り駅3番出口(情文センター)から徒歩3分
 ・JR関内駅南口から徒歩 15 分
 ・JR石川町駅北口から徒歩 15 分
 ・横浜市営地下鉄関内駅出口1から徒歩 15 分
 <横浜市営バス>
 ・大さん橋入口バス停下車、徒歩1分
 ・芸術劇場・NHK前バス停下車、徒歩2分



4 県税・国税

神奈川県税金、国の税金について、概要をご説明します。詳しくは国・県の窓口にお尋ねください。

1 神奈川県の県税

税目	内容
県民税	個人の県民税は、個人の市民税と同じように、前年の所得に対して課される税です。均等割と所得割があり、個人の市民税と併せて納めます。 このほかに、預貯金の利子等の支払いを受けるときにかかる利子割、上場株式等の配当等の支払いを受けるときにかかる配当割、上場株式等の譲渡の対価などの支払いを受けるときにかかる株式等譲渡所得割があります。 また、法人の県民税は、県内に事務所・事業所等がある法人に対して課される税です。均等割と法人税割があり、事業年度終了の日から2月以内（一定の場合には、この期間を延長することができます。）に法人が自ら税額を計算して納めます。
事業税	事業を行う個人又は法人にかかる税です。 個人の事業税は、納税通知書によって原則として8月と11月の2回に分けて納めます。 法人の事業税は、事業年度終了の日から2月以内（一定の場合には、この期間を延長することができます。）に法人が自ら税額を計算して納めます。
地方消費税	商品の販売やサービスの提供、外国貨物にかかる税です。 納税者の事務負担の軽減などのため、国が消費税と併せて収納し、これを都道府県に払い込むこととされています。
不動産取得税	登記の有無、有償・無償を問わず、売買、贈与、交換、新築、改築などにより土地・家屋を取得した場合にかかる税です。
県たばこ税	市たばこ税と同様ですが、税率が異なります。
ゴルフ場利用税	ゴルフ場を利用した場合にかかる税です。
軽油引取税	特約業者又は元売業者から軽油を引き取った（購入した）場合にかかる税です。
自動車税(環境性能割)	自動車（軽自動車を除く。）を取得した方に、自動車の燃費性能等に応じてかかる税です。
自動車税(種別割)	毎年4月1日現在の自動車（軽自動車を除く。）の所有者にかかる税です。年度途中で抹消・新規登録をした場合は月割の税額になります。
鉱区税	鉱業権をもっている方にかかる税です。
狩猟税	狩猟者の登録を受けるときにかかる税です。 鳥獣の保護や狩猟に関する行政の費用に充てられます。

税理士相談窓口のご案内

- 場 所：かながわ県民センター2階 県民の声・相談室（神奈川区鶴屋町2-24-2）
- 相 談 日：月曜日、第3水曜日（祝休日や年末年始に当たる場合は、原則として翌平日）
- 相談時間：午後1時～4時（予約制。30分以内。）
- 電話番号：045-312-1121（代）

詳細は、<https://www.pref.kanagawa.jp/zei/kenzei/a002/003.html>

2 国税

税 目	内 容
所 得 税 及 復興特別所得税	所得税は、個人の所得に対してかかる税です。復興特別所得税は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保のための税で、所得税とあわせて納めます。
法 人 税	法人の各事業年度の所得の金額に税率を乗じて計算します。
地 方 法 人 税	法人の各課税事業年度の課税標準法人税額に税率を乗じて計算します。
印 紙 税	契約書、手形、領収書等に定額又は記載金額に応じてかかる税です。
贈 与 税	個人から財産の贈与を受けた人に課税される税金です。
相 続 税	相続や遺贈によって、妻や子供などが、亡くなった人の財産を取得したとき、その取得した人に課される税です。
消 費 税	商品・製品の販売、サービスの提供、保税地域から引き取られる外国貨物等にかかる税です。
国際観光旅客税	国際観光旅客等の出国1回につき1,000円の負担を求める税金が課されます。
登 録 免 許 税	家や土地を購入した場合の登記や、著作権、出版権及び特許権の登録などに際し価額や件数等に応じてかかる税です。
酒 税	清酒やビールなどの酒類が、製造場から出荷されるとき、その品目に応じてかかる税です。
たばこ税 たばこ特別税	たばこの製造者、又は保税地域からのたばこの引取者が扱う製造たばこにかかる税です。
揮 発 油 税 地方揮発油税	主として自動車に使用するガソリンにかかる税です。
石 油 ガ ス 税	自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガス（プロパンガス等）にかかる税です。
航 空 機 燃 料 税	航空機の燃料にかかる税です。
石 油 石 炭 税	原油、輸入石油製品、ガス状炭化水素並びに石炭にかかる税です。
自 動 車 重 量 税	自動車検査証の交付を受ける自動車及び使用の届出により車両番号の指定を受ける軽自動車にその重量に応じてかかります。
関 税	輸入品に課せられる税です。
と ん 税 特 別 と ん 税	外国貿易船が開港に入港した時、船の大きさ（純トン数）に応じてそれぞれとん税及び特別とん税がかかります。
電 源 開 発 促 進 税	一般送配電事業者（東京電力など）の販売する販売電気にかかる税です。

詳しくは、国税庁ウェブページ (<https://www.nta.go.jp/>) をご覧ください。

各税務署の連絡先は、44 ページをご覧ください。

タックスアンサー

検 索



インターネットを利用した国税の申告・納付手続 (e-Tax)

e-Tax とは、自宅等からインターネットを利用して国税の申告や納付、申請・届出等の手続きができるシステムです(マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン (又は IC カードリーダー) が必要です。)

市内の県税・国税等の窓口

	名称	電話番号	所在地	管轄区域	最寄りの交通機関
県税事務所等	神奈川	045-321-5741	〒221-0824 神奈川県広台太田町3-8 (神奈川県総合庁舎本館4階)	鶴見区、神奈川区、港北区	JR 東神奈川駅 東急 反町駅 京急 京急東神奈川駅
	横浜	045-651-1471	〒231-8555 中区山下町75 (神奈川県自治会館6、7階)	西区、中区、保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区	みなとみらい線 日本大通り駅 みなとみらい線 元町・中華街駅 JR・市営地下鉄 関内駅
	戸塚	045-881-3911	〒244-0816 戸塚区上倉田町449	南区、港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区	JR・市営地下鉄 戸塚駅
	緑	045-973-1911	〒225-8513 青葉区市ヶ尾町27-5	緑区、青葉区、都筑区	東急 市が尾駅
	自動車税管理事務所	045-716-2111	〒232-8602 南区弘明寺町31	県内全域(自動車税(軽自動車税)環境性能割・自動車税種別割に限る。)	京急・市営地下鉄 弘明寺駅 京急 井土ヶ谷駅
	自動車税管理事務所 横浜駐在事務所	045-932-3641	〒224-0053 都筑区池辺町3540-3	横浜ナンバー該当区域(自動車税(軽自動車税)環境性能割・自動車税種別割に限る。)	JR 小机駅 東急 市が尾駅よりバス 梅田橋
税務署等	鶴見	045-521-7141	〒230-8550 鶴見区鶴見中央4-38-32	鶴見区	JR 鶴見駅 京急 京急鶴見駅
	横浜中 ※R5.5.19まで	045-651-1321	〒231-8550 中区山下町37-9 (横浜地方合同庁舎)	中区、西区	みなとみらい線 元町・中華街駅 JR 石川町駅
	横浜中 ※R5.5.22以降	045-651-1321	〒231-8550 中区新港1-6-1 (よこはま新港合同庁舎)	中区、西区	みなとみらい線 馬車道駅 JR・市営地下鉄 桜木町駅 JR・市営地下鉄 関内駅
	保土ヶ谷	045-331-1281	〒240-8550 保土ヶ谷区帷子町2-64	保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区	JR 保土ヶ谷駅 相鉄 天王町駅
	横浜南	045-789-3731	〒236-8550 金沢区並木3-2-9	南区、港南区、磯子区、金沢区	シーサイドライン 幸浦駅 京急 能見台駅
	神奈川	045-544-0141	〒222-8550 港北区大豆戸町528-5	神奈川区、港北区	JR・市営地下鉄 新横浜駅 JR・東急 菊名駅 東急 大倉山駅
	戸塚	045-863-0011	〒244-8550 戸塚区吉田町2001	戸塚区、栄区、泉区	JR・市営地下鉄 戸塚駅
	緑	045-972-7771	〒225-8550 青葉区市ヶ尾町22-3	緑区、青葉区、都筑区	東急 市が尾駅
	業務センター 横浜南分室	-	〒236-8551 金沢区並木3-2-9	中区、西区、保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区、南区、港南区、磯子区、金沢区(郵送により申告書、申請書等提出する場合に限る。)	
地方事務局(登記所) 出張所	横浜	045-641-7461	〒231-8411 中区北仲通5-57 (横浜第2合同庁舎)	不動産登記(中区、西区、南区)、商業・法人登記(横浜市内全域、川崎市内全域に限る。)	みなとみらい線 馬車道駅 JR・市営地下鉄 桜木町駅 JR・市営地下鉄 関内駅
	神奈川	045-431-5353	〒221-0061 神奈川区七島町117	不動産登記のみ(神奈川区、保土ヶ谷区、鶴見区)	京急 子安駅
	旭	045-365-1300	〒241-0835 旭区柏町113-2	不動産登記のみ(旭区、瀬谷区)	相鉄 南万騎が原駅
	金沢	045-782-4993	〒236-0021 金沢区泥亀2-7-1	不動産登記のみ(金沢区、磯子区)	京急 金沢文庫駅、金沢八景駅
	青葉	045-973-2020	〒225-0014 青葉区荏田西1-9-12	不動産登記のみ(緑区、青葉区)	東急 市が尾駅
	戸塚	045-871-3912	〒244-0003 戸塚区戸塚町2833	不動産登記のみ(戸塚区、泉区)	JR・市営地下鉄 戸塚駅よりバス 法務局前
	港北	045-474-1280	〒222-0033 港北区新横浜3-24-6 (横浜港北地方合同庁舎)	不動産登記のみ(港北区、都筑区)	JR・市営地下鉄 新横浜駅
	栄	045-895-3071	〒247-0007 栄区小菅ヶ谷1-6-2	不動産登記のみ(港南区、栄区)	JR 本郷台駅

いつでも、どこでも市税の納付ができます！

パソコンやスマートフォン等からインターネット環境を利用し納付する方法があります。

納付方法	概要・注意事項
スマホ決済	対応アプリで納付書の①「バーコード」又は②「eL-QR」を読み取り、納付手続きを行います。対応アプリは①本市ウェブページ又は②地方税お支払サイトをご覧ください。
クレジット納付	専用サイトで納付書の納付番号等を入力して納付手続きを行います。税額に応じてシステム利用料がかかります。 ■ 固定資産税・軽自動車税：地方税お支払サイト ■ 市民税・県民税：横浜市税納付サイト
ペイジー納付	金融機関のインターネットバンキング等からペイジーのメニューを選択し納付手続きを行います。詳細は、各金融機関へお問い合わせください。
対象税目	
○市県民税（普通徴収分）	○固定資産税・都市計画税（土地・家屋分）
○固定資産税（償却資産分）	○軽自動車税（種別割）

上記の方法で納付した場合は、領収証書が発行されません。

すぐに納税証明書が必要な方は金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で納付してください。

◎地方税共通納税システム

地方税共同機構が管理運営する地方税ポータルサイト『eLTAX（エルタックス）』の機能の一つです。自宅や職場のパソコンを使用して、複数の地方公共団体に対し一度の手続きで一括して納税ができます。ご利用方法等の詳細はeLTAXウェブページをご覧ください。

【対象税目】

個人市県民税（特別徴収分、退職所得分）、法人市民税、事業所税、軽自動車税（種別割）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋分）、固定資産税（償却資産分）

◎その他の納付方法

- 口座振替（お申込方法：インターネット、郵送、金融機関・区役所の窓口）
- コンビニエンスストア等の窓口
- 銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫及び農業協同組合等
- ゆうちょ銀行（郵便局）

最新の情報や納付方法の詳細は、
本市ウェブページをご覧ください。

横浜市税 納付方法

検索



税の知識 令和5年度版 令和5年5月発行

発行 横浜市財政局主税部税務課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話：045(671)2229 FAX：045(641)2775

本冊子の掲載内容は、令和5年4月1日現在の情報に基づいて作成しています。最新の情報については、横浜市ウェブページをご覧ください。

横浜市 税金

検索

